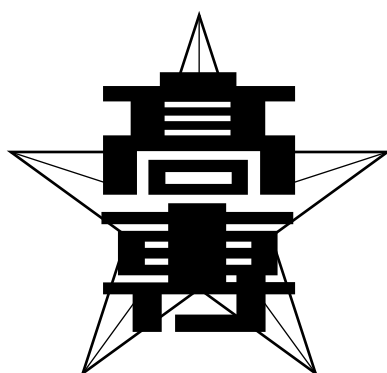


2019年度

学 生 便 覧



信頼・努力・明朗

釧路工業高等専門学校

釧路工業高等専門学校校歌

坂元義男 作詞
柳川直則 作曲

$\text{♩} = 100$ *mp*

みはるか すうなばらのかな た あさ あけ

の ひかり もえ いでぬ おおい なる しまの ー さ

f い は て この そ うげん に のぞみ あふ る

mp dolce る せ ん じ ん の あと をし たい きよ く た た え ん

f わ か き い の ち を わ れ ら こ こ に き た り ぬ ま な ば ん い

(V) ざ こ の ま な び や に

(三)

音もなく 這い寄する狭霧 たそがるる 木立つつみぬ
いずちより 来らん鶴の 翼ましろく 姿気高し
夕闇の 静寂しじまのなかに 誇りうた飲わん 高き志こころを
われら ここに集いぬ 励まん いざこの学び舎に

(二)

緑なす 丘の辺の水際みぎわ みずばしう ほのかに咲きぬ
はるかなる 阿寒の山なみ 淡くあわかすみて 白雲しら流る
たらちねの 思いは遠く いまこそ結ぶ この友垣を
われら ここに睦みぬむつ 勤めん いざこの学び舎に

(一)

みはるかす 海原の彼方 朝明けの 光燃え出ぬ
おおいなる 島のさい果 この草原に 希望のぞみ溢るる
先人の跡を 慕いて きよく讃えん 若き生命を
われら ここに来りぬ 学ばん いざこの学び舎に

教 育 目 標

1. 人格をそなえ、自己を律する人物を育てる。
2. 広い視野を持ち、創造力豊かな技術者を育てる。
3. チャレンジ精神に富んだ人物を育てる。



校 長 小 林 幸 夫

学 習 目 標

【準学士課程】（実践的・創造的技術者）

- A：（技術者として社会に貢献するために）人類の歴史的な背景、文化や価値観の多様性を理解し、地球的規模で社会問題や環境問題を考える基礎能力、および技術が社会や環境に与える影響を認識し、技術者が社会に対して負っている責任を理解する基礎能力を身につける。
- B：（地域・社会に貢献するために）地域の産業や社会の抱える課題に対処できる基礎能力を身につける。
- C：（技術的課題を解決できるように）工学の幅広い基礎知識（数学、自然科学、情報技術、基礎工学）を修得し、それらを応用する能力を身につける。
- D：技術者として自己の基盤となる専門分野の知識を修得し、それを応用する能力を身につける。
- E：技術的課題を分析・総合し、解決するための計画をたて、その計画を実行して課題を解決する基礎能力を身につける。さらに、チームワークで仕事をする基礎能力を身につける。
- F：文章、口頭、図表や視覚的な方法によって、効果的にコミュニケーションができる基礎能力を身につける。すなわち、日本語で論理的に記述し討論する能力、および簡単な論理的文章を英語で記述し、基本的な英会話によるコミュニケーションを行うための基礎知識を身につける。
- G：（技術の進展や社会の変化に対応できるように）継続して専門知識や関連する分野の知識を学習する習慣を身につける。

【専攻科課程】（高い課題設定・解決能力を備えた実践的・創造的技術者）

- A：（技術者として社会に貢献するために）人類の歴史的な背景、文化や価値観の多様性を理解し、地球的規模で社会問題や環境問題を考える応用能力、および技術が社会や環境に与える影響を認識し、技術者が社会に対して負っている責任を理解する応用能力及び技術者としての倫理観を身につけている。
- B：（地域・社会に貢献するために）地域の産業や社会の抱える課題に対処できる応用能力を身につけている。
- C：（多様な技術的課題を解決できるように）工学の幅広い基礎知識（数学、自然科学、情報技術、設計・システム系、情報・理論系、材料・バイオ系、力学系、社会技術系の基礎工学）を修得し、それらを応用する能力を身につけている。
- D：技術者として自己の基盤となる専門分野の知識（専門応用系、工学実験系、問題解決系、実務対応系）を修得し、それを応用する能力を身につけている。
- E：多様な技術的課題を分析・総合し、解決するための計画をたて、その計画を実行して課題を解決するデザイン能力を身につけている。さらに、チームワークで仕事をする能力を身につけている。
- F：文章、口頭、図表や視覚的な方法によって、効果的にコミュニケーションができる応用能力を身につけている。すなわち、日本語で論理的に記述し討論する能力、および簡単な論理的文章を英語で記述し、英会話によるコミュニケーションを行うための基礎知識を身につけている。
- G：（技術の進展や社会の変化に対応できるように）日本語だけではなく英語も使用して、継続して専門知識や関連する分野の知識を学習する習慣を身につけている。

われらの信条

信頼 おたがいに信頼しあおう。

学科、学年を異にしても、全学年がたがいに信頼しあえる人間になろう。保護者、教職員ならびに一般社会から寄せられる期待、信頼にもじゅうぶんにこたえよう。

努力 みんなで努力しよう。

立派な科学技術を習得するための努力はもとより、情操豊かな人格を育成するようにみんなで励みあおう。

明朗 あかるく生きよう。

義務と責任を重んじ、礼儀正しくあかるい活気あふれる生活態度で勉学にいそしもう。

校章制定の趣旨

釧路市章に「高専」の2文字を重ねて、本校の所在を明らかにした。

昭和37年に制定された釧路市章は、星の形の中に○を描いたもので、星の形は北国（北極星）を象徴しており、○は釧路の語源であるクスリ（各地へ通ずる道のある海辺）の意味と「和」を表している。

「高専」の2文字の金色は、希望と繁栄を表し、星形のイブシ銀色は、北の海の色に、また、鋭い角は道東の厳しい気象にそれぞれ相通ずるものである。

○「和」は「高専」の2字の下にあって見えないが精神的結合を期待している。

校 旗

本校校章を基本として、屋内用、屋外用の2種類がある。

屋内用は濃緑色の地に、高専の2字は黄色、国立釧路工業高等専門学校及び星形は白抜き。

屋外用は、白地に濃緑色で高専の2字及び学校名、星形。

表 定 予 事 行 間 年 2019年度

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月					
1	月	1	水	天皇即位	1	土	1	地区体社行会	1	木	1	日	1	火	1	金	1	日	1	元旦	1	土	1	日			
2	火	2	木	祝日	2	日	2	火	2	金	2	月	2	水	2	土	2	月	2	水	2	日	2	月			
3	水	3	金	憲法記念日	3	月	3	水	3	土	3	火	3	木	3	日	3	火	3	金	3	月	3	火			
4	木	4	土	みどりの日	4	火	4	木	4	日	4	水	4	金	4	月	4	水	4	土	4	火	4	水			
5	金	5	日	こどもの日	5	水	5	金	5	月	5	火	5	土	5	火	5	水	5	日	5	水	5	水			
6	土	6	月	振替休日	6	木	6	土	6	火	6	水	6	日	6	水	6	金	6	月	6	木	6	金			
7	日	7	火	(通常授業 3~8h)	7	金	7	日	7	水	7	土	7	月	7	木	7	土	7	火	7	金	7	土			
8	月	8	水		8	土	8	月	8	木	8	日	8	火	8	金	8	日	8	水	8	土	8	日			
9	火	9	木		9	日	9	火	9	金	9	月	9	水	9	土	9	月	9	木	9	日	9	月			
10	水	10	金		10	月	10	水	10	土	10	火	10	木	10	日	10	火	10	金	10	月	10	火			
11	木	11	土		11	火	11	木	11	日	11	水	11	金	11	月	11	水	11	土	11	火	11	水			
12	金	12	日		12	水	12	金	12	月	振替休日	12	木	12	土	12	火	12	日	12	水	12	木				
13	土	13	月	大掃除 7h	13	木	13	土	13	火	13	日	13	プロコン(都城)	13	水	13	金	13	木	13	土	13	金			
14	日	14	火		14	金	14	日	14	水	14	土	14	プロコン(都城) 体育の日	14	木	14	土	14	火	14	金	14	土			
15	月	15	水		15	土	15	月	15	木	15	日	15	高専祭準備 (予定)	15	金	15	日	15	水	15	土	15	日			
16	火	16	木		16	日	16	火	16	金	16	月	16	高専祭 新入生歓迎会特別選抜 全曜授業	16	土	16	月	16	立会演習会 立会演習会 立会演習会	16	日	16	月			
17	水	17	金		17	月	17	水	17	土	17	火	17	高専祭準備 (前期未試験未実施科目) 前期未補習・再試験期間	17	日	17	火	17	金	17	月	17	火			
18	木	18	土		18	火	18	木	18	日	18	水	18	高専祭準備 校外HR(12名)	18	月	18	水	18	土	18	火	18	水			
19	金	19	日		19	水	19	金	19	月	19	木	19	高専祭	19	火	19	木	19	日	19	水	19	木			
20	土	20	月	学生総会 7h	20	木	20	土	20	火	20	金	20	高専祭	20	水	20	金	20	月	20	木	20	金			
21	日	21	火	専攻科推薦選抜 (予定)	21	金	21	日	21	水	21	土	21	高専祭後片づけ	21	木	21	土	21	火	21	金	21	土			
22	月	22	水		22	土	22	月	22	木	22	日	22	祝日	22	金	22	日	22	水	22	土	22	日			
23	火	23	木		23	日	23	火	23	金	23	月	23	月曜授業	23	土	23	月	23	木	23	日	23	月			
24	水	24	金		24	月	24	水	24	土	24	火	24	木	24	日	24	火	24	金	24	月	24	火			
25	木	25	土		25	火	25	木	25	日	25	水	25	金	25	月	25	水	25	土	25	火	25	水			
26	金	26	日		26	水	26	金	26	月	26	木	26	土	26	火	26	木	26	日	26	水	26	木			
27	土	27	月		27	木	27	土	27	火	27	金	27	日	27	水	27	金	27	月	27	木	27	金			
28	日	28	火		28	金	28	日	28	水	28	土	28	月	28	木	28	土	28	火	28	金	28	土			
29	月	29	水		29	土	29	月	29	木	29	日	29	火	29	金	29	日	29	水	29	土	29	日			
30	火	30	木		30	日	30	火	30	金	30	月	30	水	30	土	30	月	30	木	30	日	30	月			
31	水	31	金		31	月	31	水	31	土	31	火	31	木	31	日	31	火	31	金	31	日	31	火			
図書館オリエンテーション 1年				分野紹介(1年) 予定				タイ短期交流学生派遣(8月 2~5年・専攻科)				フィンランド短期交流学生派遣 (2~5年・専攻科)				フィンランド短期交流学生派遣 (2~5年・専攻科)				分野紹介(1年) 予定 フィンランド短期交流学生派遣 フィンランド短期交流学生派遣 連9-12月(4-5年・専攻科)				専攻科学生特別研究発表会			

目 次

1. 沿革と組織	1
2. 学則及び諸規則	5
(1) 学則	5
(2) 創造工学科の教育上の編成等に関する規則	24
(3) 外国人留学生の特例等に関する規則	26
(4) 学生準則	27
(5) 学生心得	32
(6) 自動車による通学に関する取扱規則	34
(7) 自動車による通学に関する取扱細則	36
(8) 学業成績の試験、評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規	38
(9) 学外実習取扱要項	43
(10) 留学に関する規則	45
(11) 海外語学研修実施要項	46
(12) 学生の表彰に関する内規	47
(13) 他校受験希望者の取り扱いに関する内規	49
3. 学生会関係	51
(1) 学生会準則	51
(2) 学生会規約	52
(3) 学生会選挙規程	58
(4) 執行委員会細則・会議細則・監査委員会施行規程・部及び同好会細則・学生会予算に関する取り扱い	60
4. 図書館関係	65
(1) 図書館規則	65
(2) 図書館閲覧細則	67
5. 寄宿舍関係	69
(1) 寄宿舍管理規則	69
(2) 寮生心得	71
(3) 寄宿舍経費徴収に関する要項	74
(4) 寮生会規約	75
(5) 寮生会役員選挙細則	81

6. 福利・厚生関係	85
(1) 福利施設管理規程	85
(2) 福利施設使用細則	85
(3) 福利施設平面図	88
(4) クラブ合宿心得	89
(5) 授業料（寄宿料を含む。）の免除及び徴収猶予に関する内規	90
(6) 奨学金制度	93
(7) 日本スポーツ振興センター災害共済給付について	94
(8) 学生旅客運賃割引証について	95
(9) 厚生補導用具貸出要項	96
(10) 保健室	97
(11) 健康診断	97
(12) 学生相談室	97
(13) 構内禁煙について	98
(14) 釧路高専ホームページについて	98
(15) その他	98
7. 諸手続一覧	99
(1) 交付を受けるもの	99
(2) 提出または届出をするもの	99
(3) 願い出をするもの	99
8. 諸納金一覧	100
(1) 授業料等	100
(2) その他の納入金	100
9. 学校位置図・配置図・平面図及び学生寮平面図	101

学校生活の基礎知識

● 諸手続について

入学時に届出た事柄（住所、氏名、保証人等）に変更があった場合、速やかに学生課へ届け出てください。

● 自転車通学について

通学に利用する自転車には「許可証」を貼付しなければなりません。許可を受けていない自転車は処分します。許可証の申請方法については年度当初に通知します。自転車を買い替えた時などは、その都度、学生課（学生支援係）に申し出てください。

● 自動車通学について

本科4年生以上の学生は、許可を得たうえで自動車での通学をすることができます。前年度の2月頃に説明会を開催しますので、自動車通学を希望する者は出席して下さい。

許可を受けた者であっても年3回開催される「交通安全講習会」に参加していなければ許可は取り消されますので注意してください。

年度途中から自動車通学を開始しようとする場合にも、直近の講習会に参加していることが申請に必要な条件です。申請方法については学生課（学生支援係）に尋ねてください。

● 特別欠席について

就職活動や大会参加のために授業を欠席するときは、事前に「特別欠席願」を提出してください。

インフルエンザ等の感染症に「罹った」または「罹った疑い」と診断された場合は、治癒するまで出席停止となります。ただちに学級担任または学生課、休日は学校代表電話（0154 - 57 - 8041）に連絡し、指示を受けてください。

出席停止期間が明けた後に、「特別欠席願」「学校保健安全法に定められる感染症を発症した場合の報告書」及び診断を受けたことを証明する書類（病院の領収書、処方薬が確認できるもの）を提出してください。

● 欠席（欠課・遅刻・早退）について

サボリや寝坊など理由のない欠席（欠課・遅刻・早退）は認められていませんので、進級や成績評価で不利になる場合があります。

病気・ケガや公共交通機関の遅れなどで欠席（欠課・遅刻・早退）をした場合には、速やかに「欠席（欠課・遅刻・早退）届」を学級担任に提出してください。

病気・ケガ等の理由でやむをえず欠席した場合には、診療を受けたことを証明するもの（病院のレシート、調剤薬の袋など日付が入っているもの）を添えて「欠席届」を提出してください。1週間を超える欠席の場合には、医師の診断書を提出することが必要になります。なお、欠席は授業日に診察を受けなければならない緊急性がある場合に認められるものですから、歯の治療など放課後や土曜日に受診できるものは、これを理由として授業を欠席することはできません。遅刻についても、3回分を1時間の欠課としてカウントしています。

● 欠席（欠課）に伴う自習の確認について

病気や大会参加等で欠席した場合、欠席した授業の担当教員に自習や補習の指示を受け、課題を実施する必要があります。「特別欠席願」「欠席届」と併せて、「欠席（欠課）に伴う自習の確認」を学級担任に提出してください。

● 校舎利用について

平日は20時が下校時刻です。卒業研究などで教員の許可を受けて活動する場合にも、必ず22時までに退出してください。なお、正面玄関は19時で閉まりますから、以降は職員玄関を利用してください。

休日（土曜、日曜、祝日、長期休業期間など）には原則として校舎内に立ち入ることはできません。休日に校舎を利用したい場合、担任・指導教員を経由して、事前に「施設・設備使用許可願」を提出してください。届出用紙は学生ホールに備え付けてあります。願出にあたっては利用する学生の「名簿」を添えてください。休日の利用が許可される時間は、9時から17時までです。

● 部活動における体育館・福利施設の利用について

平日は19時までに活動を終え、下校するようにしてください。

休日（土曜、日曜、祝日、長期休業期間など）には原則として校舎内に立ち入ることはできません。休日に体育館や福利施設を利用したい場合、担任・指導教員を経由して、事前に「施設・設備使用許可願」を提出してください。特に部活動の使用については事前に学生掲示板に使用割当を掲示していますので、使用前に必ず確認してください。願出にあたっては利用する学生の「名簿」を添えてください。休日の利用が許可される時間は、9時から16時50分までです。

● 就学支援金・授業料免除制度について

文部科学省では、入学から36ヶ月の間、学生の経済状況に応じて就学支援金制度による授業料減免を行っています。入学時及び2年目・3年目については5月下旬頃、案内を各家庭に送付しますので、学生課（学生支援係）で手続きを行ってください。

入学後36ヶ月を超過した学生については国立高等専門学校機構における授業料免除が適用されます。希望者は学生課（学生支援係）に申請を行ってください。

なお、就学支援金制度は成績を申請基準としていませんが、授業料免除については経済困難であることに加え、一定の成績基準が設けられています。詳細は学生課（学生支援係）に問い合わせてください。

● 奨学金制度について

独立行政法人日本学生支援機構では、経済的理由で修学困難な学生に対し、奨学金の貸与を行っています。奨学金の貸与を希望する際は学生課（学生支援係）に問い合わせてください。（一定の成績基準及び家計基準が定められています。）

なお、市町村や各種機関の奨学金申請について随時掲示板に掲示しています。申請につきましては直接該当市町村等に確認してください。

● 国際交流について

現在、本校には次のような留学制度があります。応募方法や条件については、掲示にて案内します。

本科4～5年生、専攻科生：キングモンクット工科大学（タイ）への短期派遣（1か月）

本科4～5年生、専攻科生：泰日工業大学（タイ）への短期派遣（1か月、本科2年生以上：2週間程度のサマープログラム）

専攻科生：トゥルク応用科学大学（フィンランド）への短期派遣（3か月または4か月）

学生会活動の基礎知識

● 同好会の新設について

新たに同好会を結成しようとする場合、「団体結成届」と「名簿」を学生課（学生支援係）に提出してください。用紙は学生ホールに備え付けてあります。なお、申請にあたっては同好会の設立目的と具体的な活動計画を記した「結成趣意書」を添えてください（様式自由）。

● 同好会から部への昇格について

同好会から部への昇格を望む場合、学生会執行部に対して申請を行ってください。昇格申請をするに際しては、一定期間にわたって活動が継続されており、対外活動において顕著な実績を積んでいることの証明が求められます。

なお、活動場所や予算の制約があるため、昇格要請を行ったからといって承認がなされるとは限りません。

● クラブの廃止、部から同好会への降格について

毎年、年度当初（5月頃）に部員名簿を学生課（学生支援係）に対して提出してください。名簿の提出がない場合には部員がいなくなったものとみなされ、自動的に廃止したものと扱われます。

複数年にわたって大会に参加していない、あるいは作品発表等を行っていない場合には、部から同好会へと降格になります。

● クラブ活動予算について

課外活動のために必要な経費は自己負担でまかなうのが原則です。

部に対しては、活動費の一部を学生会予算で補助します。補助の申請方法については年度当初に学生会執行部が案内します。現在、次のような活動補助が行われています。

- * 交通費補助（釧路地区で行われる大会への参加にかかる交通費の半額）
- * 消耗品費（減価償却が1年で終了するもの）
- * 特別補助（減価償却が1年を超えるもの）
- * 各種競技団体への登録料

● 遠征費の補助について

高専体育大会や全国大会への出場などにかかる遠征費の補助は、後援会が行っています。詳しくは、クラブ顧問教員に尋ねるか、学生課（学生支援係）に相談して下さい。

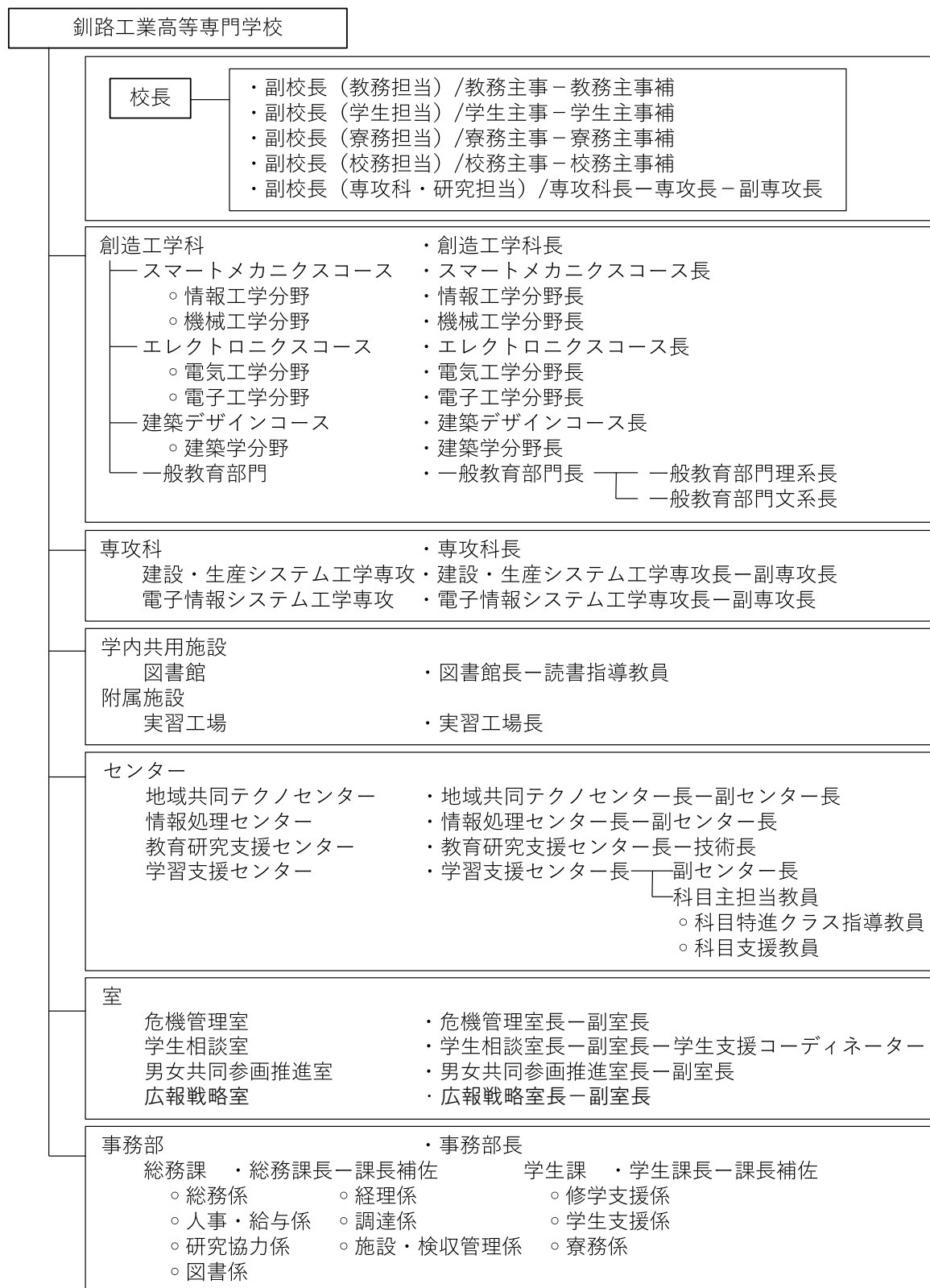
1 沿 革 と 組 織

沿 革

昭和38年 4月11日	国立釧路工業高等専門学校設置期成会設立、会長に当時の釧路市長山本武雄氏が就任した。
昭和39年12月25日	昭和40年度新設国立工業高等専門学校として、釧路を含めて7校が内示された。
昭和40年 4月 1日	国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和40年法律第15号）が施行され、釧路工業高等専門学校（機械工学科、電気工学科、建築学科）が設置された。 初代校長に坂元義男（北海道大学名誉教授、理学博士）が就任した。仮校舎（北海道釧路工業高等学校の一部）及び仮学寮（釧路市ユースホテル）が設置された。
昭和40年 4月24日	開校式及び第一回入学式挙行（120名入学）、本校後援会が発足した。
昭和40年 6月21日	釧路市大楽毛128番地（現大楽毛西2丁目32番1号）において校舎及び学寮新営第1期工事着工
昭和41年 3月10日	校舎及び学寮新営第1期工事完成
昭和41年 3月20・21日	仮校舎から本校舎へ移転
昭和41年11月16日	校舎及び学寮新営第2期工事並びに第1体育館新営工事完成
昭和42年11月 7日	校舎及び学寮新営第3期工事並びに環境整備第1期工事完成
昭和42年11月10日	学生食堂新営工事完成
昭和43年 4月 1日	事務部に部課制がしかれ、庶務課及び会計課が設置された。
昭和43年10月31日	環境整備第2期工事及び武道館新営工事完成
昭和43年11月 1日	校舎落成記念式典挙行
昭和43年11月20日	アイスホッケーリンク新営工事完成
昭和44年12月23日	洋弓場施設新営工事完成
昭和45年 3月14日	第1回卒業証書授与式挙行（101名卒業）、本校同窓会が発足した。
昭和45年 4月 1日	電子工学科設置
昭和46年 4月 1日	事務部に学生課が設置された。
昭和46年 8月26日	校舎及び寄宿舎新営その他工事完成
昭和46年10月29日	電子計算機室新営工事完成
昭和47年11月 9日	図書館新営工事完成
昭和48年 4月 1日	校長に仲丸由正（北海道大学教授・工学博士）が任命された。
昭和50年10月24日	創立10周年記念式典挙行
昭和52年 4月 7日	第1回編入学式挙行（4名編入学）
昭和54年 9月10日	第2体育館新営工事完成
昭和57年 1月31日	校舎新営工事完成
昭和57年 4月 3日	校長に黒部貞一（北海道大学名誉教授・工学博士）が任命された。
昭和58年 1月31日	合併処理施設新営工事完成
昭和58年 3月22日	福利施設（鶴峰会館）新営工事完成
昭和58年 7月25日	第1回公開講座開講
昭和58年12月27日	データステーション設置
昭和59年 4月 9日	外国人留学生編入学（以降毎年編入学）
昭和60年10月18日	創立20周年記念式典挙行
昭和61年 4月 1日	情報工学科設置
昭和62年 4月 1日	校長に永田邦一（北海道大学教授・工学博士）が任命された。
昭和62年11月10日	情報工学科棟新営工事完成
昭和63年 3月24日	寄宿舎新営工事完成
平成 4年 4月 1日	学校週5日制の実施及び教育課程の大幅改正
平成 5年 2月25日	語学演習装置が設置された。

平成 6 年 4 月 1 日	校長に芳村仁（北海道大学名誉教授・工学博士）が任命された。
平成 6 年11月30日	アイスホッケーリンク新営工事完成
平成 7 年10月12日	創立30周年記念式典举行
平成 8 年11月22日	教育研究振興協力会等から受け入れた奨学寄附金を基に、教育研究・国際交流振興基金が設置された。
平成 9 年10月 3 日	西メルボルン職業技術短期大学（現ヴィクトリア大学）との学術交流に関する協定が締結された。
平成10年 4 月 1 日	事務部に技術室が設置された。
平成12年 4 月 1 日	地域共同テクノセンター設置
平成12年10月10日	地域共同テクノセンター新営工事完成
平成13年 4 月 1 日	校長に木谷勝（北海道大学名誉教授・工学博士）が任命された。
平成13年12月14日	低学年講義棟新営工事完成
平成14年11月 1 日	女子寮開寮
平成16年 4 月 1 日	独立行政法人国立高等専門学校機構が設立され、釧路工業高等専門学校は、同機構により設置される国立高等専門学校となった。
〃	専攻科（建設・生産システム工学専攻、電子情報システム工学専攻）が設置された。
平成16年 4 月 7 日	第 1 回専攻科入学式举行（20名入学）
平成17年10月14日	創立40周年記念式典举行
平成18年 3 月15日	第 1 回専攻科修了証書授与式举行（15名修了）
平成18年 3 月20日	専攻科校舎新営工事完成
平成19年 4 月 1 日	事務部が 2 課制（総務課・学生課）となった。
平成19年 4 月 2 日	校長に岸浪建史（北海道大学名誉教授・工学博士）が任命された。
平成21年 4 月 1 日	2 段階学科選択制度が導入された。
平成21年 8 月 1 日	技術室に替わり、教育研究支援センターが設置された。
平成21年12月15日	道内 4 高専と北海道大学との学術交流に関する協定が締結された。
平成22年 3 月29日	道内 4 高専と室蘭工業大学との学術交流に関する協定が締結された。
平成22年 4 月23日	道内 4 高専と公立はこだて未来大学との学術交流に関する協定が締結された。
平成22年 5 月25日	道内 4 高専と北見工業大学との学術交流に関する協定が締結された。
平成22年11月29日	道内 4 高専と帯広畜産大学との学術交流に関する協定が締結された。
平成23年11月28日	トウルク応用科学大学との学術交流に関する協定が締結された。
平成24年 4 月 1 日	校長に岸 徳光（室蘭工業大学名誉教授・工学博士）が任命された。
平成25年 8 月28日	キングモンクット工科大学との交換留学・インターンシッププログラムの実施に関する覚書が締結された。
平成26年 5 月29日	国立高等専門学校機構の決定により英語表記が変更された。
平成27年 2 月24日	道内 4 高専と北海道との包括連携協定が締結された。
平成27年11月 7 日	創立50周年記念式典举行
平成27年12月18日	北海道、道内 8 市、道内 4 大学及び道内 4 高専との間に北海道における雇用創出、若者定着に係る協定が締結された。
平成28年 1 月21日	千葉工業大学との包括連携協定が締結された。
平成28年 4 月 1 日	学科改組を実施し、5 学科から 1 学科（創造工学科）3 コース制（スマートメカニクスコース、エレクトロニクスコース及び建築デザインコース）へ移行
平成28年 8 月31日	道内 4 高専と北海道科学大学・北海道科学大学短期大学部との教育・研究等に関する包括連携協定が締結された。
平成30年 4 月 1 日	校長に小林 幸夫（小山工業高等専門学校教授・博士（工学））が任命された。
平成30年11月 7 日	泰日工業大学との学術交流に関する協定が締結された。

学校の組織



2 学則及び諸規則

学則及び諸規則

本校学生として守らなければならないことは学則、学生準則その他の諸規則に示されていますので、あらかじめこれらの諸規則を読んで心得ておきましょう。学内諸規則の遵守、励行は一つの社会的訓練であり、それ自体が大切な教養の課程です。

学内諸規則を知らないために、学則に違反した行動をしたり当然受けられるべき利益が受けられなかったりして、処罰または不利益な結果を招いてもそれはすべて自己の責任となるから心しておきましょう。

その他必要なことは、掲示及び校内放送により通知・連絡するので、その指示に従いましょう。また、不明な点は学級担任または修学支援係や学生支援係に申し出て相談しましょう。

(1) 釧路工業高等専門学校学則

第1章 本校の目的

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

第2条 修業年限は、5年とする。

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

2 校長は、特別の必要があると認めるときは、前項の各学期の期間を変更することがある。

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 土曜日及び日曜日

三 開校記念日 4月24日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

七 学年末休業

2 前項第四号から第七号までの休業日の休業開始日及び終了日は、校長が別に定める。

3 前二項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織

第7条 学科、入学定員は、次のとおりとする。

学 科	定 員
創 造 工 学 科	160 人

2 前項に規定する学科に、第2学年から次のコース及び分野を設ける。

コース	分 野
スマートメカニクスコース	情報工学分野
	機械工学分野
エレクトロニクスコース	電気工学分野
	電子工学分野
建築デザインコース	建 築 学 分 野

3 学級の編成及び学級定員については、別に定める。

第7条の2 創造工学科の教育上の目的は、情報工学、機械工学、電気工学、電子工学、建築学の各専門分野を融合し、地域社会や産業界で必要とされる横断的な専門知識や問題解決能力を身につけた地域創成を担う人材を育成することとする。

2 各コース及び分野の教育上の目的は、別に定める。

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舍における学生の厚生補導に関することを掌理する。

第10条 本校に、庶務、会計及び学生に関する事務を処理するため、事務部を置く。

第11条 前二条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験、学校行事等の期間を含め、35週にわたるものとする。

第13条 学年ごとの授業科目及び履修単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

第14条 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は標準50分とする。）の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計は、60単位を超えないものとする。

第15条 特別活動は、別表第3のとおりとする。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学及び留学

第16条 入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

一 中学校を卒業した者

二 中等教育学校の前期課程を修了した者

三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

四 文部科学大臣の指定した者

五 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

七 その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第17条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の規定によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき学力検査を免除し、面接評価及び調査書その他校長が必要と認めた書類等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前二項の選抜の結果に基づき、第31条に規定する入学金を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学金免除又は徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、この限りでない。

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望するものがあるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

第20条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の初めにおいて、選考の上第3学年までに限り、転科を許可することがある。

2 転科について必要な事項は、別に定める。

第21条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

第22条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

第23条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

第24条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

第26条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前三項に関し、必要な事項は別に定める。

第5章の2 課程修了の認定、卒業等

第27条 全課程の修了の認定に必要な単位数は、167単位以上（そのうち、一般科目については78単位以上、専門科目については89単位以上とする。）とする。

第28条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第28条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第28条の3 前二条に関し、必要な事項は別に定める。

第28条の4 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

第28条の5 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る全授業科目を再履修するものと

する。ただし、本校学業成績の試験、評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規の定めるところにより、一部の授業科目の再履修を免除することがある。

第29条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

第30条 入学を志願する者は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）（以下「費用規則」という。）に定める検定料を願書提出と同時に納付しなければならない。

第31条 入学しようとする者は、費用規則に定める入学料を入学のための所要の手続を行う際に納付するものとする。

第32条 学生は、費用規則に定める授業料を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、前期の授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期の授業料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

第33条 学年の中途において入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

第34条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

第35条 寄宿舎に入舎している学生は、費用規則に定める寄宿料を入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を納付するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があつたときは、当該年度内に納付する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を納付することができるものとする。

第36条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合、入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合又はこれに準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 経済的理由により納入期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合、入学者又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合その他やむを

得ない事情があると認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。

- 3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、学資負担者が死亡した場合、学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合、休学、退学、死亡、行方不明、授業料又は入学料の未納を理由とした除籍その他特別な事情があると認められる場合には、授業料の全額若しくは一部を免除又はその徴収を猶予することがある。
- 4 学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、寄宿料の納付が著しく困難な場合又は死亡、行方不明、授業料若しくは入学料の未納を理由として除籍された場合には、寄宿料の全部を免除することがある。
- 5 前四項に関し必要な事項は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予の取扱に関する規則（平成24年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第109号）に定めのあるほか、校長が別に定める。

第37条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は返還しない。ただし、前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、申出により後期分の授業料相当額を返還する。

- 2 第32条第4項の規定により授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料相当額を返還する。

第7章 学生準則及び賞罰

第38条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

第39条 学生として表彰に値する行為があったときは、表彰することがある。

- 2 表彰について必要な事項は、別に定める。

第40条 教育上必要があるときは、学生の退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の1に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第41条 次の各号の1に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- 一 長期間にわたり行方不明の者
- 二 第22条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 第17条第3項に規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者若しくは徴収猶予を不許可とされた者で、免除の不許可及び半額免除の許可若しくは徴収猶予の不許可を告知した日から起算して、14日以内に納付すべき入学料を納付しない者並びに徴収猶予を許可された者で、別に定める期日までに入学料を納付しない者

第41条の2 校長は、前条第三号に該当し除籍となった者から当該除籍の理由となった未納の授業料に相当する額を納付して復籍の願い出があった場合は、復籍を許可することがある。

2 前条第三号に係る除籍及び復籍に関する要項は、別に定める。

第8章 寄宿舍

第42条 本校に寄宿舍を設ける。

2 寄宿舍の運営その他必要な事項は、別に定める。

第9章 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

第43条 本校において特定の専門事項について、研究を志願する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上研究生として校長が入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

第44条 本校において、1又は複数の授業科目の聴講を志願する者があるときは、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上聴講生として校長が入学を許可することがある。

第45条 本校において、本校の学生以外の者で1又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上科目等履修生として校長が入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位の修得を認定することができる。

第46条 前二条に関し、必要な事項は、別に定める。

第47条 外国人で本校の第2学年以上に編入学を志願するものがあるときは、選考の上外国人留学生として学生定員外で校長が許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第10章 公開講座

第48条 本校の教育を広く社会に開放し、文化の向上に資するため、本校に公開講座を開設することがある。

2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

第11章 専攻科

第49条 本校に、専攻科を置く。

第50条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授し、その研究を指導し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

第51条 専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員
建設・生産システム工学専攻	8人
電子情報システム工学専攻	12人

第51条の2 各専攻の教育上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 建設・生産システム工学専攻は、機械工学、建築学等を基盤とした共通・境界領域の知識を応用し、社会基盤分野において活躍できる応用力と創造力を兼ね備えた設計・開発能力を持つ人材を育成することを目的とする。
- (2) 電子情報システム工学専攻は、電気、電子、情報工学等の関連工学に関する十分な基礎力と応用力を身に付け、これを活用した境界領域に関する知識を持ち、さらに、応用力と創造力を兼ね備えた研究開発能力を持つ人材を育成することを目的とする。

第52条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第53条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- 四 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 六 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 七 その他本校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第54条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜を行う。

第55条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第4のとおりとする。

第56条 専攻科学生の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学期間は、第52条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

第57条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

2 校長は、修了認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

3 第1項に規定する単位の修得については、別に定める。

第58条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第12条、第17条第3項、第19条、第21条、第23条、第24条、第25条、第26条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の2、第28条の3、第30条から第41条までの規定を準用する。この場合において、第17条中「前二項」とあるのは、「第54条」と、第26条の2第1項

及び第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、同条の2第2項及び第28条の2第2項中「30単位」とあるのは、「16単位」と、第41条第2号中「第22条」とあるのは、「第56条」とそれぞれ読み替えるものとする。

第59条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する事項は、別に定める。

第12章 教育プログラム

第60条 本校に、「生産情報システム工学」教育プログラムを置く。

2 「生産情報システム工学」教育プログラムについては、別に定める。

附 則

この学則は、昭和40年4月1日から実施する。

）
略
（

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行し、学則第13条別表第1及び別表第2は、平成28年度に第1学年に入学した者から適用する。

教 育 課 程 表

別表第1

一般科目（学科共通）

区分	授 業 科 目		単位数	学 年 別 単 位 数					備 考	
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
必修科目	国語	国 語	8	3	3	2			第3学年に編入した外国人留学生は3年次に国語に代わり、日本語2単位を履修すること。ただし、それ以外の学生は国語を履修すること。	
		日 本 語	2			2				
		コミュニケーション実践	1			1				
	社会	倫 理 社 会	2	2						
		現 代 社 会	2	2						
		歴 史 総 合	2		2					
		※ 法 学	2				2			
	数 学		19	6	7	6			第4学年に編入した学生は、4年次に第3学年の数学6単位を履修すること。	
	理科	物 理	5	2	3					
		化 学	3	2	1					
		ライフ&アースサイエンス	1	1						
		科 学 基 礎 実 験	1		1					
	保 健 体 育		6	2	2	2				
	英語	英 語	17	6	5	4	2			
		英語コミュニケーション	1					1		
	修 得 単 位 計		70	26	24	15	4	1		
選択科目	芸術	音 楽	2	2					いずれか1科目を選択すること。	
		美 術	2	2						
	第2外国語	言語と社会（中 国 語）	2					2	いずれか1科目を選択すること。	
		言語と社会（ドイツ語）	2					2		
		言語と社会（スペイン語）	2					2		
	英 会 話		2			2			いずれか1科目を選択すること。 英会話は、 3 年もしくは 4 年で選択することができる。	
	経 営 学		2				2			
	哲 学		2				2			
	歴 史 と 文 化 A		2				2		いずれか1科目を選択すること。	
	歴 史 と 文 化 B		2					2		
	M O T		2					2		
	知 的 財 産		2					2		
	目	心 理 学		2					2	
		環 境 学		2					2	
開 設 単 位 計		28	4		(2)	(8)	16			
修 得 単 位 計		8以上	2		6以上					
修 得 単 位 合 計			78以上	28	24	26以上				

区分	授 業 科 目		単位数	学 年 別 単 位 数					備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
選択科目	数 学 II		2				2		進級および卒業に必要な修得単位数には含まれないが単位認定は行う。
	数 学 III		1				1		
	物 理 II		1				1		
	T O E I C 演 習		2				2		

教 育 課 程 表

別表第2 専門科目

区分	授 業 科 目		単位数	学 年 別 単 位 数					備 考		
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年			
学 科 共 通 科 目	必修科目	応 用 物 理 I	2			2					
		情報リテラシー	1	1							
		工 学 基 礎	1	1							
		技 術 者 倫 理	2					2			
		複 合 融 合 演 習	4				4				
		卒 業 研 究	8					8			
		修 得 単 位 計	18	2	0	2	4	10			
	選択科目	応 用 数 学 II	1					1	いずれか1科目を選択することができる。	電気分野の学生は必ず選択すること。	
		応 用 物 理 II	2				2				
		※生産システム工学	2					2			
		※電気エネルギーシステム工学	2					2			
		※メカトロニクス	2					2			
		※ソフトコンピューティング	2					2			
		※特別設計演習	2					2			
		学 外 実 習 I	1				1	4年もしくは5年で、いずれかを選択することができる。			
		学 外 実 習 II	2				2				
	開 設 単 位 計	16	0	0	0	(5)	(14)				
コ ー ス 共 通 科 目	スマートメカニクスコース	必修科目	創造工学基礎演習	2		2					
			※ 情 報 数 学 I	2		2					
			※メカトロニクス概論	2		2					
			※電気電子工学	2			2				
			※ 制 御 工 学	2				2			
			修 得 単 位 計	10	0	6	2	0			2
	選択科目	※数値解析法	2					2			
		開 設 単 位 計	2	0	0	0	0	2			
	エレクトロニクスコース	必修科目	応 用 数 学 A	4				4		第4学年に編入した学生は、4年次の応用数学Aに代わり、5年次に応用数学B 4単位を履修すること。ただし、それ以外の学生は応用数学Aを履修すること。	
			応 用 数 学 B	4					4		
			修 得 単 位 計	4	0	0	0	(4)	(4)		
		選択科目	※ 通 信 工 学	2					2		
			※応用情報処理	2					2		
			※電磁波工学 a	2					2		
※デバイス工学			2					2			
開 設 単 位 計	8	0	0	0	0	8					

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 単 位 数					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
分野別科目	情報工学分野	応 用 数 学 A	4			4		第4学年に編入した学生は、4年次の応用数学Aに代わり、5年次に応用数学B4単位を履修すること。ただし、それ以外の学生は応用数学Aを履修すること。
		応 用 数 学 B	4				4	
		プログラミング言語Ⅰ	2	2				
		※プログラミング言語ⅡA	2		2			
		※プログラミング言語ⅡB	2		2			
		※プログラミング言語ⅢA	2			2		
		※プログラミング言語ⅢB	2			2		
		U N I X 基 礎	1	1				
		※ 情 報 数 学 Ⅱ	2	2				
		※ 情報工学基礎	2	2				
		※コンピュータネットワーク	2		2			
		※ 論 理 回 路	2		2			
		※アルゴリズム論	2		2			
		※ネットワーク・グラフ論	2		2			
		※オートマトン	2		2			
		※データベース	2			2		
		※確率統計	2			2		
		※コンパイラ	2			2		
		※計算機方式	2			2		
		※オペレーティングシステム	2			2		
		※自然言語処理	2			2		
		※人工知能	2				2	
		※ソフトウェア工学	2				2	
		※情報論	2				2	
		※図形処理	2				2	
		情報工学実験Ⅰ	2			2		
		情報工学実験Ⅱ	2				2	
		修 得 単 位 計	53	0	7	14	(22)	(14)
	選択科目	※ 信 号 処 理	2				2	
		※ 画 像 処 理	2				2	
		開 設 単 位 計	4	0	0	0	0	4

区 分			授 業 科 目	単位数	学 年 別 単 位 数					備 考	
					1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
分 野 別 科 目	機 械 工 学 分 野	必 修 科 目	応 用 数 学 A	2				2		第4学年に編入した学生は、4年次の応用数 学Aに代わり、5年次に応用数学B4単位を履 修すること。ただし、それ以外の学生は応用数 学Aを履修すること。	
			応 用 数 学 B	2					2		
			工 業 力 学	1		1					
			機 械 工 作 法	2				2			
			機 械 設 計 製 図 I	2		2					
			機 械 設 計 製 図 II	2			2				
			機械工学実習・実験Ⅰ	2		2					
			機械工学実習・実験Ⅱ	3			3				
			機械工学実習・実験Ⅲ	4				4			
			機械工学実習・実験Ⅳ	2					2		
			機 械 設 計 法 I	2			2				
			※ 機 械 設 計 法 II	2				2			
			材 料 力 学 I	2			2				
			※ 材 料 力 学 II	2				2			
			機 械 材 料	2			2				
			メカトロニクス基礎	2			2				
			創造ものづくり設計工学	1			1				
			※ 熱 力 学 I	2				2			
			※ 熱 力 学 II	2				2			
			流 体 工 学 I	2				2			
			流 体 工 学 II	1					1		
			C A D / C A M	2				2			
			※ 生 産 工 学	2					2		
			※ 機 械 力 学	2				2			
			※ 計 測 工 学	2					2		
			※ C A E	2					2		
			※ 伝 熱 工 学	2					2		
			※デジタルデザインコンペ	2					2		
			修 得 単 位 計	54	0	7	14	(22)	(15)		
	選 択 科 目	応 用 数 学 C	2				2		第 4 学年に編入した学生は、5 年次に選 択することができる。		
		※ 流 体 機 械	2					2			
		※ 材 料 評 価 学	2					2			
		※ 振 動 工 学	2					2			
		※熱エネルギー工学	2					2			
		開 設 単 位 計	10	0	0	0	2	8			

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 単 位 数					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
分野別科目	電気工学分野	※ 情 報 処 理	2			2		
		電気磁気学Ⅰ	2		2			
		※ 電 子 回 路 Ⅰ	2			2		
		電気磁気学Ⅱ	2			2		
		電気回路Ⅱ a	2		2			
		※電気回路Ⅲ a	2				2	
		※ 電 気 計 測	2		2			
		※ 電 子 工 学	2		2			
		※電子回路Ⅱ a	2				2	
		※ 電 子 計 算 機 Ⅰ	2	2				
		※ 電 子 計 算 機 Ⅱ	2		2			
		※ 電 気 材 料	2				2	
		※ 電 気 製 図	2	2				
		※ 電 気 機 器 Ⅰ	2		2			
		※ 高 電 圧 工 学	2			2		
		※ 送 配 電 工 学	2			2		
		※ 制 御 工 学 Ⅰ a	2			2		
		※ 制 御 工 学 Ⅱ	2				2	
		※ロボットシステム入門	2		2			
		電気工学実験Ⅰ	2	2				
		電気工学実験Ⅱ	2		2			
		電気工学実験Ⅲ	2			2		
		電気工学実験Ⅳ	2			2		
		電気工学実験Ⅴ	2				2	
		電気工学実験Ⅵ	2				2	
		※ 電 気 機 器 Ⅱ	2			2		
		※ 発 変 電 工 学	2				2	
		※電気法規・電気施設管理	2				2	
		※ 電 気 設 計	2				2	
		電 気 回 路 Ⅰ a	2	2				第3学年に編入した外国人留学生は、3年次に履修すること。
		※ 電 気 応 用	2				2	
		※機械工学概論	2	2				
		修 得 単 位 計	64	0	10	16	18	20
	選択科目	※ロボット工学	2				2	
		開 設 単 位 計	2	0	0	0	0	2

区 分			授 業 科 目	単位数	学 年 別 単 位 数					備 考
					1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
分 野 別 科 目	電 子 工 学 分 野	必修科目	電 気 回 路 I b	2		2				
			電子工学総合演習	1		1				
			電 子 工 学 基 礎	1		1				
			電 気 回 路 II b	2			2			
			電 子 回 路 I b	2			2			
			プログラム言語 I	2			2			
			論 理 回 路	2			2			
			電 磁 気 学 I	2			2			
			※電磁気学Ⅱ	4				4		
			※電気回路Ⅲ b	4				4		
			※プログラム言語Ⅱ	2				2		
			※電子回路Ⅱ b	2				2		
			※エネルギー変換工学	2				2		
			※電 子 材 料	2				2		
			※ディジタル信号処理	2				2		
			※数 値 解 析	2				2		
			※電磁波工学 b	2					2	
			※半導体工学 I	2					2	
			※通信伝送工学	2					2	
			※画 像 工 学	2					2	
			※制御工学 I b	2					2	
			※電 子 計 測	2					2	
			※通 信 網 工 学	2					2	
			創 造 工 学	2		2				
			回路設計基礎演習	1		1				
			電子工学実験 I	1		1				
			電子工学実験Ⅱ	2			2			
			電子工学実験Ⅲ	2			2			
			電子工学実験Ⅳ	2				2		
			工 学 課 題 実 験	2				2		
			修 得 単 位 計	60	0	8	14	24	14	
		選択科目	※半導体工学Ⅱ	2					2	
	※電 子 機 器		2						2	
※知的情報処理	2							2		
※シーケンス制御	2							2		
※シーケンス制御応用演習	2							2		
開 設 単 位 計	10		0	0	0	0	10			

区分			授 業 科 目	単位数	学 年 別 単 位 数					備 考
					1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
分野別科目	建築学科	必修科目	応 用 数 学 A	2				2		第4学年に編入した学生は、4年次の応用数学Aに代わり、5年次に応用数学B4単位を履修すること。ただし、それ以外の学生は応用数学Aを履修すること。
			応 用 数 学 B	2					2	
			デ ザ イ ン 工 学	1		1				
			建築構造力学Ⅰa	2			2			
			建築構造力学Ⅰb	1			1			
			建築構造力学Ⅱ	2				2		
			建築構造力学Ⅲ	1					1	
			※ 建 築 材 料	3				3		
			※ 鋼 構 造	2				2		
			鉄筋コンクリート構造Ⅰ	1				1		
			鉄筋コンクリート構造Ⅱ	1					1	
			木 質 構 造	1					1	
			※ 建 築 生 産	2				2		
			土 質 基 礎 工 学	1					1	
			建 築 防 災 工 学	1					1	
			測 量 学	1					1	
			建 築 概 論	1		1				第3学年に編入した外国人留学生は、3年次に履修すること。
			建築設計演習Ⅰ	5		5				
			建築設計演習Ⅱ	6			6			
			建築設計演習Ⅲ	4				4		
			※建築設計演習Ⅳ	2					2	
			建 築 計 画 Ⅰ	1			1			
			※ 建 築 計 画 Ⅱ	2				2		
			※ 建 築 史	2				2		
			都 市 計 画	2					2	
			建 築 C G	1		1				
			建 築 C A D	2			2			
			情 報 処 理 Ⅰ	1		1				
			情 報 処 理 Ⅱ	1				1		
			建築環境工学Ⅰ	1			1			
			※建築環境工学Ⅱ	3				3		
			※ 建 築 設 備 Ⅰ	2				2		
			※ 建 築 設 備 Ⅱ	2					2	
			インテリアデザイン	1		1				第3学年に編入した外国人留学生は、3年次に履修すること。
			建 築 工 学 実 験	2				2		
			※ 建 築 法 規	2				2		
			修 得 単 位 計	65	0	10	13	(30)	(14)	
		選択科目	応 用 数 学 C	2				2		第4学年に編入した学生は、5年次に選択することができる。
			コンクリート工学特論	1					1	
			海 洋 建 築	1					1	
			※鋼構造設計演習	2				2		
			※ R C 構造設計演習	2					2	
			※建築環境設計演習	2					2	
			開 設 単 位 計	10	0	0	0	4	6	

備考

- 注1 ※印は学則第14条第2項に定める単位を示す。
 注2 情報工学分野は、選択科目を8単位以上修得すること。
 注3 機械工学分野は、選択科目を7単位以上修得すること。
 注4 電気工学分野は、選択科目を3単位以上修得すること。
 注5 電子工学分野は、選択科目を7単位以上修得すること。
 注6 建築学分野は、選択科目を6単位以上修得すること。

区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 単 位 数					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
選択科目	特 別 講 義 Ⅰ	1						学年についてはフレキシブルに対応。 単位数については修得単位合計にのみ含まれる。
	特 別 講 義 Ⅱ	2						
	特 別 講 義 Ⅲ	3						
	特 別 講 義 Ⅳ	4						進級および卒業に必要な修得単位数には含まれないが単位認定は行う。

別表第3

特 別 活 動

特 別 活 動	単 位 時 間	学 年 別 単 位 時 間					備 考
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
	9 0	3 0	3 0	3 0			

別表第4

建設・生産システム工学専攻

平成29年度入学生用

区 分		授 業 科 目 名	単位数	毎週授業時間数				備 考	
				1 年		2 年			
				前期	後期	前期	後期		
一 般 科 目	必修	総 合 英 語 I	2	2				6 単位修得	
		日 本 語 表 現 技 法	2	2					
		技 術 者 倫 理	2			2			
	選択	小 計	6						
		総 合 英 語 II	2		2			2 単位以上修得	
		統 計 学	2	2					
応 用 解 析 学		2		2					
物 理 学 特 論	2				2				
		小 計	8						
一 般 科 目 開 設 単 位 小 計			14					8 単位以上修得	
専 門 科 目	必修	シ ス テ ム 工 学	2	2				2 単位修得	
		小 計	2						
	選択	制 御 工 学 特 論	2	2				14 単位以上修得	
		品 質 工 学	2	2					
		コ ン ピ ュ ー タ 設 計 工 学	2	2					
		科 学 技 術 表 現 技 法	2	2					
		多 変 量 解 析	2		2				
		数 値 計 算 特 論	2		2				
		ロ ボ テ ィ ク ス	2		2				
		ソ フ ト コ ン ピ ュ ー テ ィ ン グ 特 論	2			2			
		情 報 数 学 特 論	2	2					
		信 号 画 像 処 理 I	2			2			
		環 境 マ ネ ジ メ ン ト	2			2			
		設 計 支 援 シ ス テ ム	2		2				
		ア ド バ ン ス ト プ ロ グ ラ ミ ン グ	2	2					
		ア ド バ ン ス ト コ ン ピ ュ ー テ ィ ン グ	2		2				
		デ ザ イ ン プ ロ ボ ー ザ ル	2	2					
		宇 宙 シ ス テ ム 工 学	2		2				
		特 別 講 義 I	1						
		特 別 講 義 II	2						
	特 別 講 義 III	3							
	特 別 講 義 IV	4							
			小 計	42					
	専 門 共 通 科 目 開 設 単 位 数 小 計			48					16 単位以上修得
	専 門 展 開 科 目	必修	建 設 ・ 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 ゼ ミ ナ ー ル I	1		2			24 単位修得
			建 設 ・ 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 ゼ ミ ナ ー ル II	1			2		
建 設 ・ 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 演 習 I			1	2					
建 設 ・ 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 演 習 II			1			2			
創 造 特 別 実 験 I			1		3				
創 造 特 別 実 験 II			1			3			
建 設 ・ 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究 I			8	8	8				
建 設 ・ 生 産 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究 II			8			8	8		
選択		イ ン タ ー ン シ ッ プ I	2					14 単位以上修得	
		小 計	24						
		機 械 制 御 工 学 概 論	2	2					
		応 用 力 学	2		2				
		材 料 シ ス テ ム 工 学	2	2					
		環 境 エ ネ ル ギ ー 工 学	2			2			
		空 調 設 備	2		2				
		建 築 環 境 設 計 画	2			2			
		内 燃 機 関 工 学 概 論	2			2			
		油 空 圧 工 学 概 論	2		2				
		構 造 解 析 I	2		2				
		構 造 解 析 II	2			2			
		耐 震 構 造	2				2		
		建 設 材 料 学	2		2				
		寒 中 コ ン ク リ ー ト 工 学	2			2			
		高 齢 者 環 境 学	2		2				
		デ ジ タ ル イ メ ー ジ	2			2			
イ ン タ ー ン シ ッ プ II	2								
		小 計	32						
専 門 展 開 科 目 開 設 単 位 小 計			56					38 単位以上修得	
専 門 科 目 開 設 単 位 小 計			100					54 単位以上修得	
全 授 業 科 目 開 設 単 位 数 合 計			114						
修 得 単 位 数 合 計			62単位以上						

- ※ 一 般 科 目 … 本科で修得したりベラルアーツ科目の内容を高度化したものであり、全学科出身学生を対象とする。
 専門共通科目 … 本科専門学科において未開設の基礎授業科目であり、全学科出身学生を対象とする。
 専門基礎科目 … 本科の各専門学科において修得した内容に相当する授業科目であり、出身学科以外の学生を対象とする。
 (出身学科学生の履修は認めない)
 専門展開科目 … 本科で修得した各専門学科科目の内容を高度化したものであり、出身学科学生を対象とする。
 (出身学科以外の学生は基礎学力を必要とする)

電子情報システム工学専攻

平成29年度入学生用

区 分		授 業 科 目 名	単位数	毎週授業時間数				備 考		
				1 年		2 年				
				前期	後期	前期	後期			
一 般 科 目	必 修	総 合 英 語 I	2	2				6 単位修得		
		日 本 語 表 現 技 法	2	2						
		技 術 者 倫 理	2			2				
		小 計	6							
	選 択	総 合 英 語 II	2		2			2 単位以上修得		
		統 計 学	2	2						
		応 用 解 析 学	2		2					
物 理 学 特 論		2				2				
	小 計	8								
一 般 科 目 開 設 単 位 小 計			14					8 単位以上修得		
専 門 科 目	専 門 共 通 科 目	必 修	シ ス テ ム 工 学	2	2				2 単位修得	1.統計学，応用解析学，多変量解析及びアドバンストコンピュータ設計工学から2単位以上修得すること。 2.本科電気工学科を卒業した者は，数値計算特論，ソフトコンピューティング特論，情報数学特論，信号画像処理Ⅰ，アドバンストプログラミング及びソフトウェアアーキテクチャから2単位以上修得すること。 3.本科情報工学科を卒業した者は，デバイス材料工学特論，機能デバイス工学から2単位以上修得すること。 4.品質工学，環境マネジメント，設計支援システムから2単位以上修得すること。 5.本科情報工学科を卒業した者は，コンピュータ設計工学，制御工学特論，ロボティクス，設計支援システムから2単位以上修得すること。
			小 計	2						
		選 択	制 御 工 学 特 論	2	2				14 単位以上修得	
			品 質 工 学	2	2					
			コ ン ピ ュ ー タ 設 計 工 学	2	2					
			科 学 技 術 表 現 技 法	2	2					
			多 変 量 解 析	2		2				
			数 値 計 算 特 論	2		2				
			ロ ボ テ イ ク ス	2		2				
			ソ フ ト コ ン ピ ュ ー テ ィ ン グ 特 論	2			2			
			情 報 数 学 特 論	2	2					
			信 号 画 像 処 理 Ⅰ	2			2			
			環 境 マ ネ ジ メ ン ト	2			2			
			設 計 支 援 シ ス テ ム	2		2				
			ア ド バ ン ス ト プ ロ グ ラ ミ ン グ	2	2					
			ア ド バ ン ス ト コ ン ピ ュ ー テ ィ ン グ	2		2				
			デ ザ イ ン プ ロ ボ ー ザ ル	2	2					
			宇 宙 シ ス テ ム 工 学	2		2				
			特 別 講 義 Ⅰ	1						
			特 別 講 義 Ⅱ	2						
			特 別 講 義 Ⅲ	3						
		特 別 講 義 Ⅳ	4							
			小 計	42						
	専 門 共 通 科 目 開 設 単 位 数 小 計			44					16 単位以上修得	
	専 門 展 開 科 目	必 修	電 子 情 報 シ ス テ ム 工 学 特 別 ゼ ミ ナ ー ル Ⅰ	1		2		24 単位修得		
			電 子 情 報 シ ス テ ム 工 学 特 別 ゼ ミ ナ ー ル Ⅱ	1			2			
			電 子 情 報 シ ス テ ム 工 学 特 別 演 習	2					4	
			創 造 特 別 実 験 Ⅰ	1		3				
			創 造 特 別 実 験 Ⅱ	1			3			
			電 子 情 報 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究 Ⅰ	8	8	8				
			電 子 情 報 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究 Ⅱ	8			8		8	
			イ ン タ ー ン シ ッ プ Ⅰ	2						
				小 計	24					
		選 択	エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学	2			2	14 単位以上修得		
ブ ラ ズ マ 工 学			2		2					
デ ィ ジ タ ル 通 信 概 論			2		2					
ア ナ ロ グ 高 周 波 回 路 設 計			2			2				
電 磁 波 工 学 特 論			2			2				
ソ フ ト ウ ェ ア ア ー キ テ ク チ ャ			2		2					
デ バ イ ス 材 料 工 学 特 論			2			2				
量 子 統 計 工 学			2	2						
応 用 光 学			2			2				
機 能 デ バ イ ス 工 学			2		2					
ネ ッ ト ワ ー ク 工 学 特 論			2	2						
信 号 画 像 処 理 Ⅱ			2		2					
計 測 工 学 特 論	2	2								
ネ ッ ト ワ ー ク デ ザ イ ン	2			2						
ソ フ ト ウ ェ ア 工 学 特 論	2			2						
ア ル ゴ リ ズ ム 特 論	2		2							
人 工 知 能 特 論	2		2							
イ ン タ ー ン シ ッ プ Ⅱ	2									
	小 計	36								
専 門 展 開 科 目 開 設 単 位 小 計			60					38 単位以上修得		
専 門 科 目 開 設 単 位 小 計			104					54 単位以上修得		
全 授 業 科 目 開 設 単 位 数 合 計			118							
修 得 単 位 数 合 計			62単位以上							

※ 一 般 科 目 … 本科で修得したりベラールアート科目の内容を高度化したものであり、全学科出身学生を対象とする。

専門共通科目 … 本科専門学科において未開設の基礎授業科目であり、全学科出身学生を対象とする。

専門基礎科目 … 本科の各専門学科において修得した内容に相当する授業科目であり、出身学科以外の学生を対象とする。
(出身学科学生の履修は認めない)専門展開科目 … 本科で修得した各専門学科科目の内容を高度化したものであり、出身学科学生を対象とする。
(出身学科以外の学生は基礎学力を必要とする)

(2) 創造工学科の教育上の編成等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、「釧路工業高等専門学校学則」(昭和40年8月9日釧高規第1号。以下「学則」という。)

第7条及び第7条の2に基づき、創造工学科の学級の編成及び学級定員、コース及び分野の教育上の目的について、必要な事項を定めるものとする。

(学級数)

第2条 各学年の学級数は以下のとおりとする。

- 一 第1学年は、創造工学科に4つの学級を置く。
- 二 第2学年から第5学年は、創造工学科に5つの学級を置く。

(学級編成)

第3条 学級は同一の学年の学生をもって編成する。

2 1学級あたりの学生数は、第1学年においては、40人を標準とし、第2学年から第5学年においては、学則第7条第2項に規定する分野に配属された人数とする。ただし、在学する学生の人数に応じて1学級あたりの学生数を調整することができる。

3 各コース及び分野の標準配属人数は以下のとおりとする。

コース	配属人数	分 野	配属人数
スマートメカニクスコース	60人	情報工学分野	30人
		機械工学分野	30人
エレクトロニクスコース	60人	電気工学分野	30人
		電子工学分野	30人
建築デザインコース	40人	建築学分野	40人

4 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる分野の学生をもって学級を編成することができる。

第4条 各コースの教育上の目的は、次のとおりとする。

- 一 スマートメカニクスコースは、情報工学分野と機械工学分野を融合し、様々な機能を実現するために製品に組み込まれるコンピュータシステム技術、高度情報化社会を支えるプログラミング技術、人間と機械間の情報をやり取りや情報の流れを制御するためのシステム技術、人間と機械・システム間の橋渡しをするマンマシンインターフェース技術、機械とセンサーやコンピュータ技術を結合させて機械の高度化を図るメカトロニクス技術等を活用することができる、高度な技術者を育成することを目的とする。
- 二 エレクトロニクスコースは、電気工学分野と電子工学分野を融合し、電気エネルギーや計測制御と光・電子デバイス、電子制御と情報通信技術を学び、人々の安心・安全で豊かな生活を支えるために、社会基盤技術から情報通信技術までの幅広く全ての産業に貢献できる高度な技術者を育成することを目的とする。
- 三 建築デザインコースは、建築の「意匠と計画」「構造と材料」「環境と設備」に関する技術を学び、「使いやすさ」や「安全性」と共に、「空間の美しさ」を追求出来る高度な技術者を育成することを目的とする。

第5条 各分野の教育上の目的は、次のとおりとする。

- 一 情報工学分野は、スマートメカニクスコースの中で、特に大量の情報を効率よく「取得」「加工」「蓄積」「伝達」するなどの情報工学を中心とした技術者を育成することを目的とする。
- 二 機械工学分野は、スマートメカニクスコースの中で、特に「エネルギー」「情報」「機械材料」をつくり出す“ものづくり”などの機械工学を中心とした技術者を育成することを目的とする。
- 三 電気工学分野は、エレクトロニクスコースの中で、特に人々の暮らしを支える電気エネルギーの「生成」「伝送」「利用」などの電気工学を中心とした技術者を育成することを目的とする。
- 四 電子工学分野は、エレクトロニクスコースの中で、特に「電子デバイス」「情報通信」「電子制御」などの電子工学を中心とした技術者を育成することを目的とする。
- 五 建築工学分野は、建築の「意匠と計画」「構造と材料」「環境と設備」に関する技術を学び、「使いやすさ」や「安全性」と共に、「空間の美しさ」を追求出来る高度な技術者を育成することを目的とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 機械工学科、電気工学科、電子工学科、情報工学科及び建築学科に在籍する者で、創造工学科に入学した者と同一の学年に在学する場合は、第 3 条の規定にかかわらず、創造工学科の学級に配属し、第 2 学年から第 5 学年においては、以下のとおりとする。
 - 一 機械工学科に在籍する者はスマートメカニクスコース機械工学分野
 - 二 電気工学科に在籍する者はエレクトロニクスコース電気工学分野
 - 三 電子工学科に在籍する者はエレクトロニクスコース電子工学分野
 - 四 情報工学科に在籍する者はスマートメカニクスコース情報工学分野
 - 五 建築学科に在籍する者は建築デザインコース建築工学分野

(3) 釧路工業高等専門学校外国人留学生の特例等に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、釧路工業高等専門学校学則（昭和40年釧高専規第1号。以下「学則」という。）第47条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）の教育課程等の特例その他の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(入 学)

第2条 留学生に対しては、第3学年に入学を許可するものとする。

(教育課程)

第3条 留学生の第3学年における教育課程は、一般科目、専門科目及び特別活動とし、本校の授業を受けるために必要な基礎学力を養うとともに、当該学年までに修学すべき授業科目を履修させるため、一般科目及び専門科目にあっては、学則第13条の規定にかかわらず、特別に編成するものとする。

2 前項の規定による教育課程の特別編成は、各留学生について個別に、かつ、学期ごとに又は通年により行うものとし、教務委員会の議を経て校長が定める。

3 留学生の第4学年及び第5学年における教育課程は、原則として学則第13条の規定するところによるものとする。

(授業料等)

第4条 国費外国人留学生に係る授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

(留学生指導教員)

第5条 留学生に対し、学習及び生活の指導をするため、各留学生に留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、校長が任命する。

3 指導教員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期の期間の始期は、学年始めとする。

(留学生相談員)

第6条 学校生活及び個人生活について、留学生に対し助言を与えるとともに学習の相談に応ずるため、第3学年及び第4学年の各留学生に留学生相談員（以下「チューター」という。）1名を置くことができる。

2 チューターは、当該留学生と同学科の学生で、学寮に入寮している者の中から学科長が適任者を校長に推薦し、校長は、国際交流室の意見を徴して委嘱する。

3 チューターは、留学生に関し、必要に応じ指導教員に連絡し、又はその指示を受けてその職に当たるものとする。

(居 住)

第7条 留学生は、原則として学寮に入寮するものとする。

2 入退寮に係る手続き及び在寮に要する経費の負担は、別に定めるところによるものとする。

(事 務)

第8条 外国人留学生の事務は、学生課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、留学生の取扱いについては、学則及び諸規程等に定めるところによるものとする。ただし、当該事項の特例及び運用については、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、昭和58年10月18日から適用する。

略

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(4) 釧路工業高等専門学校学生準則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 釧路工業高等専門学校学則第38条の規定に基づき、この準則を定める。

第2条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保証人

(誓約書)

第3条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人が連署した誓約書（第1号様式）を提出しなければならない。

(保証人)

第4条 保証人となる者は、独立の生計を営む成年者で次の各号のいずれかに該当しないものでなければならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 破産者でいまだに復権しない者
- 三 制限行為能力者

第5条 保証人が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに校長に対して新たに保証人となる者を定めて保証人異動届（第2号様式）を提出しなければならない。

第6条 保証人が転居又は改姓等により身上に異動が生じたときは、保証人異動届（第2号様式）をすみやかに校長に提出しなければならない。

第3章 学生証

（学生証）

第7条 本校の学生は、本校において交付する学生証を常時携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第8条 学生証は、この有効期間を終了したとき、又は退学するときには、校長に返納しなければならない。

第9条 学生証を紛失し、又は毀損したときには、直ちに校長に学生証再交付願（第3号様式）を提出し、再交付を受けなければならない。

第4章 休学、退学、欠席、転科等

（休 学）

第10条 学生は、疾病その他の事由により、継続して3ヶ月以上修学することのできない見込みのときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、休学願（第4号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（復 学）

第11条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、復学願（第5号様式）を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

（退 学）

第12条 学生が退学しようとするときは、退学願（第6号様式）を校長に提出してその許可を受けなければならない。

（身上異動）

第13条 学生は、改氏名その他一身上の異動があったときは、直ちに学生身上異動等届（第7号様式）を校長に提出しなければならない。

（住居変更）

第14条 学生が住居を変更したときは、直ちに学生身上異動等届（第7号様式）を校長に提出しなければならない。

（欠席等）

第15条 学生が、欠席・欠課・遅刻又は早退しようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任教員を経て、欠席（欠課・遅刻・早退）届（第8号様式）を校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して事後直ちに提出しなければならない。

ならない。

2 疾病のため引続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

3 就職試験・進学（大学編入学・専攻科入学）試験、公共団体主催の大会・検定試験、学校保健安全法施行規則に定める感染症等により欠席・欠課するときは、当該関係教員を経て特別欠席願（第9号様式）を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

（忌 引）

第16条 父母近親の喪に服するときは、学級担任教員を経て、忌引願（第10号様式）を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、曾祖父母・伯叔父母・その他同居家族1日とする。

（転 科）

第17条 学生は、転科を希望するときは、転科願（第11号様式）を校長に提出してその許可を受けなければならない。

2 転科に関する詳細は、別に定める。

第5章 服 装

（服 装）

第18条 学生の服装は、本校学生としての体面を失わないようなものでなくてはならない。

第6章 健康診断

（健康診断）

第19条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第20条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第7章 学生会等

（学生会）

第21条 本校に、本校学生全員をもつて構成する学生会をおく。

2 学生会を組織し運営する基準は、別に定める学生会準則による。

（団 体）

第22条 学生が、学生会のほか、本校の学生をもつて会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約、指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上の署名押印のうえ、団体結成・廃止願（第12号様式）を校長に提出してその許可を受けなければならない。

2 前項の団体を廃止しようとするときは、指導教員及び責任代表者の署名押印のうえ、団体結成・廃止願

(第12号様式)を校長に提出してその許可を受けなければならない。

第23条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長がその解散を命ずることがある。

(校外活動・大会参加願)

第24条 学生が団体として校外団体に参加しようとするときは、参加の目的を記し、大会等に参加する場合は実施要項等を添え責任代表者の署名押印のうえ、校外活動・大会参加願(第13号様式)を校長に提出してその許可を受けなければならない。

第25条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長は許可を取り消すことがある。

第8章 集 会

(集 会)

第26条 学生が、校内又は校外において本校名を使用して集会、催物その他の行事を行なおうとする場合には、目的、期日、施設、設備の名称及び参加者数等を記載した集会(催物その他の行事)許可願(第14号様式)を1週間以前に責任代表者から校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

第9章 印刷物の掲示及び配布

(掲 示)

第28条 学生が、校内又は校外において本校名を使用してビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、印刷物掲示・配布等許可願(第15号様式)に当該掲示物の写を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校内に掲示するときは、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

3 掲示期間は原則として1週間以内とする。

(印刷物の配布)

第29条 学生が、校内又は校外において本校名を使用して雑誌・新聞・パンフレット等の印刷物を配布しようとするときは、事前に印刷物掲示・配布許可願(第15号様式)に当該印刷物を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第10章 施設・設備の使用

(施設・設備の使用)

第30条 学生及びその団体が、本校の施設・設備を使用しようとする場合には、その目的、施設・設備の名称

等を記載した施設・設備使用許可願（第16号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備についてはこの限りでない。

第11章 専攻科学生への準用

（専攻科学生への準用）

第31条 第1条から第14条まで、第19条、第20条及び第22条から第30条までの規定は、専攻科学生にこれを準用する。

第12章 雑 則

（施行細則）

第32条 この準則施行に際して必要があるときは、さらに施行期日を定める。

附 則

この準則は、昭和41年7月7日から施行し、昭和40年11月1日から適用する。

）
略
（

附 則

この準則は、平成28年4月1日から施行する。

(5) 釧路工業高等専門学校学生心得

礼 儀

教職員に対してはもちろん、学生相互間においても常に礼儀正しく、特に来校者に対しては、礼を失しないよう心がけ品位ある態度をとらなければならない。

風 紀

- 1 学生は常に学生証（身分証明書）を携帯すること。
- 2 外出時の服装は別記の服装規定を守り、夜間の外出はできるだけ避けるようにすること。
- 3 やむを得ず夜間に外出するときは、できるだけ単独での外出を避け、家族にその行先、用件、帰宅時刻等を告げてから外出すること。なお、寮生については別に定める寮生心得によらなければならない。
- 4 夜間の映画観覧は慎むこと。また、遊戯場等学生にふさわしくない場所へ出入りしないこと。
- 5 飲酒、喫煙は、成長期の学生にとって心身ともに有害である。未成年者にあっては非行の誘因ともなるので、飲酒・喫煙は絶対にしないこと。成人者といえども校内規則に従い、学生として十分自重すること。
- 6 ゲーム等に興じることで学習環境を害することのないよう努めること。特に定期試験の1週間前から試験終了までの期間においては、学習の妨げとなるような行為を慎むこと。なお、麻雀、花札、その他一切の賭け事については、常時、校内での遊興を禁止する。

自動車等通学規制

- 1 自動二輪車及び原動機付自転車による通学は、一切認めていないので、絶対守ること。
- 2 自動車通学は「自動車による通学に関する取扱規程」により規制しているので、その制限に従わなければならない。
- 3 自転車による通学を希望する学生は、自転車通学届を提出すること。

交通規則

交通規則及び交通道德を守り、常に事故防止に努めなければならない。

本校建造物、機械器具

本校の建造物及び機械器具の取り扱いには十分に注意し、もし、破損又は紛失したときは、速やかに関係職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

校外の諸規則

- 1 学生は校外において国又は自治体の諸規則が許容する範囲を越えて行動してはならない。
- 2 公共又は私設の建造物あるいは施設内の入居制限、並びにそこで行われる催し物に年齢制限のあるときは、その制限に従わなくてはならない。

野外活動

- 1 キャンプ、水泳、登山、スキー、その他野外活動については必ず事前に保証人の承諾を得た後に、野外活動届を提出しなければならない。なお、活動を行うにあたっては、次の事項を厳守しなければならない。
- 2 計画は権威ある人とよく相談し、無理な計画は絶対に避けなければならない。

- 3 実施にあたっては必ず年長者のリーダーを持たなければならない。
- 4 校内の団体又は学校名を使用したグループで野外活動を行うときは、関係教員が引率指導する。
- 5 野外活動の禁止区域は守り絶対に事故のおきないように十分注意しなければならない。
- 6 野外活動中は特に本校学生としての品位を失わぬよう行動し、その目的を達成するようお互いに協力しなければならない。

服 装

制服は特に定めていないが、服装は常に清潔質素を旨とし、本校学生としての品位を傷つけないように心がけること。

アルバイト

行き過ぎたアルバイトは学業や心身の発達に支障をきたすので、十分注意すること。

また、アルバイトをする場合は作業の危険性、職場の風紀等に留意して職種をきめること。

特に、3学年以下にあって、継続的なアルバイトをする場合は、保護者の承諾を得てからアルバイト届を学級担任を経て校長に提出しなければならない。

ただし、次の事項に該当するアルバイトはしてはならない。

（家庭教師、新聞配達等を除く）

- 1 授業日。
- 2 午後7時以降に及ぶ場合。
- 3 長期休業中は休業期間の2／3以上にわたる場合。
- 4 定期試験開始一週間前からその終了日まで。

そ の 他

- 1 全学生に対する一般的連絡事項は、すべて掲示によって行う。従って掲示については常に注意し間違いないようにしなければならない。
- 2 各自の所持品には、氏名を必ず明記し、自他の区別を明確にして盗難紛失のおきないように常に注意をはらわなければならない。
- 3 学生は休業日等にクラブ活動を行う場合は事前に施設・設備使用許可願（学生準則第16号様式）を提出しなければならない。

附 則

この心得は、昭和51年4月1日から適用する。

｝
略
｝

この心得は、平成28年4月1日から施行する。

(6) 釧路工業高等専門学校自動車による通学に関する取扱規則

(趣 旨)

第1条 本校学生が、通学する手段としては、徒歩、公共交通機関、自転車及び自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を除く。)とし、自動車で通学する場合の取扱いは、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定 義)

第2条 通学とは、授業及び学習のため登下校することをいう。

(許可の基準)

第3条 自動車による通学の許可の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 公共の交通機関では通学に著しい支障があること。
- 二 4学年に達していること。ただし、4学年については普通自動車運転免許証交付後6ヶ月を経過していること。
- 三 保護者の同意を得ていること。
- 四 任意保険(対人、対物及び搭乗者傷害)に加入しており、申請学生にも保険が適用されること。
- 五 本校が開催する交通安全講習会に出席していること。
- 六 使用する自動車は、本人又は家族の名義であること。
- 七 自動車を改造していないこと。

2 前項各号に該当し、通学許可基準を満たす場合であっても、学生駐車場の収容台数を超える場合は許可しない。

(許可申請)

第4条 自動車による通学を希望し、前条第1項に該当する者は、自動車通学許可願(別紙様式1)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 許可申請の手続は、許可を受けようとする年度の前年度2月ないし3月に行う。ただし、自動車通学許可台数が収容台数に満たない場合は、年度の途中であっても 新たな申請を受け付けることがある。
- 3 許可は年度ごとに行うものとし、許可を受けた日から当年度末まで有効とする。ただし、翌年度に引き続き本校に在籍する者(本科から専攻科に進学するものを含む。)にあっては、当該許可は始業日まで有効とする。
- 4 許可を受けた学生が本校が主催する交通安全講習会に出席して更新の手続を行わなかった場合、年度の途中でであっても当該許可を取り消すものとする。

第5条 自動車による通学を許可された者には、自動車通学許可証(別紙様式2)(以下「許可証」という。)を交付する。

(遵守事項)

第6条 自動車で通学する者は、道路交通に関する法令のほか、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 自動車は、指定された駐車場所に駐車し、通学の目的以外に移動させないこと。

- 二 指定された駐車場所への出入りは、周囲に注意を払い、徐行で運転し、常に歩行者優先を徹底すること。
- 三 他の者に自動車を運転させないこと。
- 四 他の者を同乗させないこと。
- 五 本校が開催する交通安全講習会に出席すること。
- 六 道路交通法及び関連する諸規則（以下「道路交通法規」という。）及び自動車による通学に関する諸規程を守り、違反・事故を起こさないように心がけること。
- 七 許可証をフロントガラスから見える所に置くこと。
- 八 駐車場にゴミを捨てないこと。
- 九 駐車場の除雪時には、指示に従うとともに、除雪作業に従事すること。

（許可の取り消し）

第7条 次の各号の一に該当したときは、許可を取り消す。

- 一 免許停止処分を受けた場合
- 二 免許取り消し処分を受けた場合
- 三 無免許運転をほう助した場合
- 四 前条各号に違反し、かつ、反省が認められない場合
- 五 前各号のほか、本人の過失により交通事故を起こす等本校学生として不適格な運転行為があった場合（自動車による通学の停止）

第8条 次の各号の一に該当したときは、一定期間自動車による通学を停止することがある。

- 一 第6条各号に違反した場合
- 二 前条各号を除く道路交通法規に違反した場合

（届 出）

第9条 次の各号の一に該当したときは、直ちに学級担任及び学生主事を経て校長に届け出なければならない。

- 一 道路交通法規に違反した場合
- 二 自動車による通学を中止した場合
- 三 許可申請の内容に変更が生じた場合

（事務処理）

第10条 この規則に関する事務は、学生課が処理する。

（雑 則）

第11条 この規則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

）
略
（

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(7) 釧路工業高等専門学校自動車による通学に関する取扱細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、釧路工業高等専門学校自動車による通学に関する取扱規則（以下「規則」という。）第11条に基づき、自動車による通学に関する必要な事項を定める。

(通学時間及び区域)

第2条 規則第3条第1項第1号の「公共の交通機関では通学に著しい支障がある」とは、通学所要時間が、公共の交通機関を利用して、40分を超える場合とする。ただし、別紙自動車通学規制区域図による不許可区域及び釧路支庁範囲外から通学する者は、許可しないものとする。

(交通安全講習会の実施)

第3条 規則第3条第1項第5号の「交通安全講習会」は、年3回（4月、7月、11月）開催するものとする。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

自動車通学規制区域図



(8) 釧路工業高等専門学校学業成績の試験、評価 及び進級並びに卒業の認定に関する内規

第1章 総 則

第1条 本校学生の学業成績の試験、評価の方法及び進級並びに卒業の認定について学則その他別に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2章 試 験

第2条 試験は、定期試験、追試験、再試験及びその他の試験とする。

第3条 試験は、次のとおり実施する。

一 定期試験

- (1) 前期中間試験
- (2) 前期末試験
- (3) 後期中間試験
- (4) 学年末試験

二 追試験

病気、忌引その他やむを得ない事由により定期試験の一部又は全部を受験することができない場合には、原則として当該試験終了後1週間以内に追試験を行う。追試験を受けようとする者は、直ちに追試験受験願（医師の診断書等添付）（第1号様式）を学級担任教員及び科目担当教員を経て学生課修学支援係に提出するものとする。

三 再試験

- (1) 学年成績が60点未満の科目及び第4条第二号で規定する科目が、下記の制限科目数以内の者に対し、再試験を実施する。

1年………4科目	} 以内とする。
2年………4科目	
3年………4科目	
4年………5科目	
5年………5科目	

- (2) 正当な理由がなく欠席、遅刻及び早退の多い者は、再試験を受けることができない。なお、詳細は別に定める。

四 その他の試験

必要に応じて行う。

2 実験、実習又は演習など平素の学業成績により評価することができる科目については、前項の規定にかかわらず試験の一部又は全部を実施しないことがある。

第3章 成績の評価及び単位の認定

第4条 学業成績の評価は、次のとおりとする。

- 一 期末及び学年成績は、試験の成績及び出欠状況・学習態度を参酌して評価を行うものとする。
- 二 欠席した授業時数（以下「欠課時数」という。）が年間授業時数の5分の1を超えた科目の評点は、60

点未満とする。ただし、学生準則第15条第3項により許可された場合及び特別な理由のある欠席として認められた場合（以下「特別欠席等」という。）については欠課時数に含まない。

三 成績の評価は次の方法による。

- (1) 評価は、100点法により60点以上を合格とする。
- (2) 評価の段階は、次の基準による。

評 点	評 語
90点以上	秀
90点未満～80点以上	優
80点未満～70点以上	良
70点未満～60点以上	可
60点未満	不可

四 再試験等の結果、合格した者の評点は60点とする。

五 第6条及び第7条の規定により単位の認定を受けた科目の学業成績の評語は、第3号の規定にかかわらず「認」とする。

2 学年成績を指導要録に登載する場合は、評点と評語を併用し、成績証明書を発行する場合は、評語を用いるものとする。

第5条 単位修得の認定は、学年成績が60点以上の科目について行うものとする。

第6条 学則第26条の2に規定する単位の認定については、本人からの申請に基づき、校長が認定する。

第7条 学則第28条に規定する高等専門学校における学修及び学則第28条の2に規定する大学における学修のうち、eラーニング高等教育連携に係る遠隔教育の科目（以下「eラーニング科目」という。）については、校長が別に定める。

2 eラーニング科目の認定は、本人からのeラーニング単位認定申請書（第2号様式）の提出によるものとする。

3 eラーニング科目の単位認定申請があった場合、校長は教務委員会の議に基づき、大学等の学修による修得単位を認定する。認定単位数は、当該大学等が認定した単位数とし、上限は4単位とする。認定科目名は当該大学等が認定した授業科目名とする。

第7条の2 学則第28条の2に規定する文部科学大臣が定める学修（以下「特別学修」という。）に対応する本校の科目及び単位は、別表第1のとおりとする。

2 特別学修の単位の認定は、本人からの特別学修単位認定申請書（第3号様式）の提出に基づき、校長が認定する。

第7条の3 学年及び学級における席次は、当該年度に履修した科目の評点に単位数を乗じ、その合計を履修した総単位数で除した点数（以下「加重平均点」という。）により決定する。ただし、釧路工業高等専門学校学則別表第1及び別表第2に定める進級及び卒業に必要な修得単位数には含まれないが単位認定は行う科目は加重平均点から除外する。

第7条の4 専攻科における席次は前条の規定にかかわらず、グレード・ポイント・アベレージ（成績平均値をいう。以下「GPA」という。）を算出し、決定する。

2 第4条第三号の評価に基づき、次表のとおりグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付す。

評語	GP
秀	4
優	3
良	2
可	1
不可	0

3 GPAは、履修した科目のGPに単位数を乗じ、その合計を履修した総単位数で除して算出する。

第4章 進級及び卒業の認定

第8条 進級及び卒業の認定は、原則として教員会議の議を経て、校長が行う。

2 進級及び卒業の認定にあたっては、次の各号の条件が全て満たされていなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

一 各科目の学年成績の評点が、60点以上である者

二 原則として特別欠席を含む欠席日数が年間出席すべき日数の3分の1を超えない者

三 原則として各科目の特別欠席を含む欠課時数が年間授業時数の3分の1を超えない者

3 学年成績の評点が60点に満たない科目がある者について、別に定める規定により、未修得進級を認めることがある。

4 第4学年及び第5学年において原学年にとどめられた者の再履修において、第4条第3号に規定する「良」以上の評価を受けた科目（学外実習を除く）及び別表第2に掲げる科目のうち「可」以上の評価を受けた科目については、修得した単位を有効とし、再履修を免除することができる。

第9条 授業料その他納付金の未納又は学校備品等の未返還の者は、原則として進級及び卒業は認めない。

第10条 在学年数は、次のとおりとする。

一 同一学年に3か年在学することはできない。

二 全在学年数は、7か年を限度とする。ただし、休学期間は在学年数に通算しない。

2 特別の事情があると校長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず引き続きその年数を延長することができる。

第5章 雑 則

第11条 故意に試験を欠席したと認められる者、又は答案を提出しない者の試験評点は、零点とする。

第12条 試験について、不正行為を行なった者は、当該試験以後の受験を停止させるとともに、当該期間中の全科目の評点を零点とし、懲戒を加えることがある。

第13条 前期及び学年成績は、学業成績通知書によって、学生の父母に通知する。

附 則

この内規は、昭和40年10月1日から施行し、昭和40年5月1日から適用する。

）

略

）

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

2 旧学科に属する者は、改正後の第8条の規定にかかわらず、次表によるものとする。

別表第1 特別学修

検 定 試 験	級	科 目 名	単位数	認定学年	該 当 学 科
文部科学省認定 実用英語技能検定試験	2 級 以上	英語コミュニケーション (選択)	2	5 学年	一般科目 (各学科共通)
文部科学省認定 工業英語能力検定試験					
文部科学省認定 ラジオ・音響技能検定試験	2 級	通 信 工 学 (選択)	2	5 学年	電気工学科
		電 子 機 器 (選択)	2	5 学年	電子工学科
		電 気 応 用 (選択)	2	5 学年	情報工学科
文部科学省認定 デジタル技術検定試験	2 級 情報	メカトロニクス (選択)	2	5 学年	電子工学科
	2 級 制御				

別表第2

対象学科	科 目 名	対象学年
共通科目	学外実習Ⅰ	第4・5 学年
	学外実習Ⅱ	第4・5 学年
	複合融合演習	第4 学年
	ソフトコンピューティング	第5 学年
	メカトロニクス	第5 学年
	特別設計演習	第5 学年
	英会話	第4 学年
	経営学	第4 学年
	哲学	第4 学年
	歴史と文化A	第4 学年
	法学	第4 学年
情報工学分野	プログラミング言語 IIIA	第4 学年
	プログラミング言語 IIIB	第4 学年
	データベース	第4 学年
	確率統計	第4 学年
	コンパイラ	第4 学年
	計算機方式	第4 学年
	オペレーティングシステム	第4 学年
	自然言語処理	第4 学年
	人工知能	第5 学年
	ソフトウェア工学	第5 学年
	情報論	第5 学年
	図形処理	第5 学年
	情報工学実験Ⅰ	第5 学年
	信号処理	第5 学年
	画像処理	第5 学年

対象学科	科 目 名	対象学年
機械工学分野	CAD/CAM	第4学年
	材料力学Ⅱ	第4学年
	機械力学	第4学年
	熱力学Ⅰ	第4学年
	熱力学Ⅱ	第4学年
	機械設計法Ⅱ	第4学年
	流体工学Ⅰ	第4学年
	機械工作法	第4学年
	機械工学・実験Ⅲ	第4学年
	機械工学・実験Ⅳ	第5学年
	デジタルデザインコンペ	第5学年
電気工学分野	電気工学実験Ⅲ	第4学年
	電気工学実験Ⅳ	第4学年
	電気工学実験Ⅴ	第5学年
	電気工学実験Ⅵ	第5学年
電子工学分野	工学課題実験	第4学年
	電子工学実験Ⅳ	第4学年
	電子回路Ⅱ b	第4学年
	電気回路Ⅲ b	第4学年
	数値解析	第4学年
	プログラム言語Ⅱ	第4学年
	電子材料	第4学年
	エネルギー変換工学	第4学年
	ディジタル信号処理	第4学年
	シーケンス制御	第5学年
	応用情報処理	第5学年
	シーケンス制御応用演習	第5学年
	制御工学Ⅰ b	第5学年
建築学分野	建築工学実験	第4学年
	建築設計演習Ⅲ	第4学年
	情報処理Ⅱ	第4学年
	鋼構造設計演習	第4学年
	建築設計演習Ⅳ	第5学年
	測量学	第5学年
	RC 構造設計演習	第5学年
	建築環境設計演習	第5学年

(9) 釧路工業高等専門学校学外実習取扱要項

(目 的)

第1条 学外実習（以下「実習」という。）は、釧路工業高等専門学校の学生が、企業等（国又は地方公共団体の機関を含む。以下「実習機関」という。）において実習（実習機関の計画する研究・開発に関する研修及び技術講習等を含む。）を通じて工業技術の体得及び実習機関での就業体験をすることを目的とする。

(実習学年及び期間)

第2条 実習は、選択科目（学外実習Ⅰ及び学外実習Ⅱ）として第4学年以上において実施する。なお、第3学年末休業から第4学年春季休業の間の実習については、第4学年とみなして、本要項を適用するものとする。

2 実習を行う期間は、5日間以上で長期休業期間中とする。

3 実習の期間が正当な理由によって休業期間外にわたる場合は、特別欠席扱いとすることができる。

(実習機関の選定)

第3条 実習機関の開拓及び選定は、原則としてキャリア教育支援委員会委員が行い、キャリア教育支援委員会委員長を経て、学級担任が学生に開示する。

2 前項による実習機関の選定にあたっては、実施機関から提出される学外実習受入調書（第1号様式）により行う。

3 前項の学外実習受入調書は、実施機関所定の様式をもって替えることができる。

(履修の手続き)

第4条 実習の履修を希望する学生は、学外実習履修願（第2号様式）を学級担任を経て、校長に提出しなければならない。

2 学外実習履修願を提出した学生の派遣先実習機関は、学級担任が調整し決定する。

(学外実習履歴書及び誓約書の提出)

第5条 前条第2項により派遣先実習機関が決定した学生（以下「実習生」という。）は、学外実習履歴書（第3号様式）及び学外実習誓約書（第4号様式）を校長を経て、実習機関へ提出しなければならない。

2 前項の学外実習履歴書及び誓約書は、実施機関所定の様式をもって替えることができる。

(事前及び実習期間中の指導等)

第6条 キャリア教育支援委員会委員長は、実習の開始に先だち実習生に対してガイダンス等必要な事前指導を行うものとする。

2 学級担任は、実習生の状況を把握し、実習が円滑に行われるよう努めるものとする。

3 実習中に事故の発生又は制約事項に違反する行為等があった場合は、学級担任等関係教職員が緊密に連携し、迅速に対応するものとする。

(学外実習心得)

第7条 実習生は、別に定める学外実習心得を守らなければならない。

(報告書等)

第8条 実習生は、学外実習終了後、速やかに学外実習報告書（第5号様式）を学級担任に提出しなければならない。

2 校長は、学外実習終了後、実施機関の責任者から学外実習証明書（第6号様式）の提出を受けるものとする。

3 前各項の学外実習報告書及び学外実習証明書は、実施機関所定の様式をもって替えることができる。

(成績評価及び単位修得科目の認定)

第9条 成績評価及び単位修得科目の認定は、第6条第1項に規定する事前指導及び前条により提出された学外実習報告書、学外実習証明書並びに各分野が実施する学外実習報告会等に基づき各分野が行い、認定科目は、実習時間30時間をもって学外実習Ⅰ、実習時間60時間をもって学外実習Ⅱとする。

2 学級担任は、前項により単位修得科目を認定した場合は、遅滞なく、学外実習単位認定届（第7号様式）を教務主事を経て、校長に提出するものとする。

(事務)

第10条 実習に関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から実施する。

(10) 釧路工業高等専門学校留学に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、釧路工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。）第26条の2の規定に基づき、本校の学生が外国の高等学校又は大学（以下「学校」という。）への留学（以下「留学」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 留学は、次の各号に該当する場合に許可する。

- 一 留学先の学校が正規の教育機関であり、体系的な教育課程を有していること。
- 二 前号の学校に在籍することが許可されていること。
- 三 留学の目的、理由等が教育上有益であると認められること。

(許可申請)

第3条 留学しようとする学生は、原則として出国3ヶ月前までに留学願（別紙様式1）に、次に掲げる書類を添えて校長に願い出なければならない。

- 一 留学先の学校の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
 - 二 その他、校長が必要とする書類
- 2 前項の願い出があったとき、校長は教務委員会又は専攻科委員会の議に付し、前条各号の基準を満たしているものについては、これを許可するものとする。
- 3 前項の許可を受けた場合において、出国前に留学の許可基準に該当しなくなったときは、その許可を取り消すことがある。

(留学期間)

第4条 留学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、留学期間の短縮及び1年以内の延長を認めることがある。

- 2 留学期間を短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願（別紙様式2）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学の終了)

第5条 学生が留学期間を終了し帰国したときは、速やかに留学終了報告書（別紙様式3）に、次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

- 一 留学先の学校が発行する教科科目の履修、出欠の状況及び成績等の証明書
 - 二 本人の留学に関する報告書
- 2 帰国後における在籍学年については校長が決定するものとする。

(単位の認定)

第6条 留学中の履修に係わる科目の単位認定については、本人の申請に基づき校長が認定するものとする。

- 2 留学中で履修した科目を単位認定する場合は、その評語を「認」とする。

附 則

この規程は、平成19年7月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(11) 釧路工業高等専門学校海外語学研修実施要項

(目 的)

第1 海外語学研修（以下「研修」という。）は、釧路工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生が、本校の斡旋する研修に参加することにより、英会話の実践的能力を高めるとともに国際感覚を身に付けることを目的とする。

(申 請)

第2 研修を希望する者は、一に該当し、かつ二から五のいずれかに該当する場合に申請できるものとする。

一 申請時において生活指導上問題のない者

二 研修実施時期において第1学年に在学する者で、文部科学省認定実用英語技能検定試験準2級以上の合格者又は中学校在籍時の英語の成績評価が全学年で5の者

三 研修実施時期において第2学年に在学する者で、文部科学省認定実用英語技能検定試験準2級以上の合格者又は第1学年在籍時の英語の定期試験において全て80点以上の者

四 研修実施時期において第3学年、第4学年、第5学年に在学する者で、文部科学省認定実用英語技能検定試験準2級以上の合格者又は本校の英語の成績評価が各学年80点以上の者

五 研修実施時期において専攻科に在学する者

(許 可)

第3 派遣の許可は、所定の審査を経て校長が決定する。

(期 間)

第4 研修期間は、長期休業期間中の3週間又は4週間程度とする。

(成績評価及び単位認定)

第5 成績の評価は、外国の大学等が発行した証明書等に基づき一般教育部門「英語」の教科代表教員が行う。

2 認定科目は研修実施時期において第1学年、第2学年に在学する者は英会話（選択科目、第3学年次）、第3学年、第4学年、第5学年に在学する者は英語コミュニケーション（選択科目）とする。

(事 務)

第6 研修に関する事務は、学生課が行う。

(雑 則)

第7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成11年4月1日から実施する。

}

略

}

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

※認定科目については、平成27年度以前入学者の科目となっている。

(12) 釧路工業高等専門学校学生の表彰に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、釧路工業高等専門学校学則第39条第2項の規定に基づき学生の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者及び種別等)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者について行う。

- 一 学業成績が優秀で、人物が優れている者
- 二 出席状況が良好な者
- 三 社会的に顕著な功績があった者又は学生の模範として推奨できる善行のあった者

2 表彰の種別、基準及び時期は、別表のとおりとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、校長が表彰状を授与して行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を授与することができる。

3 表彰状の様式は、別に定める。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、教務委員会又は学生委員会の議を経て、校長が行う。

(事 務)

第5条 学生の表彰に関する事務は、学生課において処理する。

(雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

表彰種別	該当条項	表 彰 基 準	表彰時期
校 長 賞	第2条 第1項 第1号	次の各項目の全ての条件を満たす者で、分野長から推薦された者各1名 ① 各学年の学業成績が優秀であること。 ② 各学年の出席状況が良好なこと。 ③ 課外活動等に積極的に参加し、活動状況が顕著なこと。	卒 業 証 書 授 与 式
皆 勤 賞	第2条 第1項 第2号	① 入学時から3年間無欠課の者 ② 入学時から5年間無欠課の者	① 翌年度の 始 業 式 ② 卒業証書 授 与 式
精 勤 賞	第2条 第1項 第2号	① 入学時から3年間の合計欠課時数が15時間以内の者 ② 入学時から5年間の合計欠課時数が25時間以内の者	① 翌年度の 始 業 式 ② 卒業証書 授 与 式
特 別 賞	第2条 第1項 第3号	① 人命救助、犯人逮捕及び消火活動等善行慈善行為で関係機関より表彰された者 ② 学生の模範として推奨できる者で、学生主事から推薦された者	被 表 彰 者 が 決 定 し た 時

備考1 被表彰者は、原級留置又は懲戒処分（停学及び訓告をいう。以下同じ。）のない者を対象とする。ただし、特別賞は懲戒処分のない者を対象とする。

2 編入学生は、高等学校在学時を算入して5年間、外国人留学生は、入学時から3年間を対象とする。

3 欠課時数には、特別欠席を含まない。

4 校長賞、皆勤賞及び精勤賞の事務は修学支援係、特別賞の事務は学生支援係において処理する。

(13) 釧路工業高等専門学校他校受験希望者の取り扱いに関する内規

- 第1条 本校学生で、大学、各種学校等（以下「他校」という。）の受験を希望する者（以下「受験希望者」という。）の取扱いは、この内規の定めるところによる。
- 第2条 受験希望者は、他校受験願（別紙様式1号）を、学級担任を経て学生課修学支援係に提出するものとする。ただし、第5学年は除く。
- 第3条 他校への入学を決定した場合は、原則進級認定会議前までに退学願を提出するものとする。なお、退学の日付は3月31日とする。
- 第4条 前条に規定する措置は、「学生の身上異動の取り扱いに関する申し合わせ」（昭和49年12月1日制定）に基づくものとする。
- 第5条 校長が退学を許可した者には、成績証明書及び調査書等の受験に必要な書類を発行する。
- 第6条 第5学年で他校を受験する場合に限り、受験期間中の欠課については、就職時の取り扱いに準ずる。
- 第7条 他の高等専門学校及び高等学校への転校には、この内規は、適用しない。

附 則

この内規は、昭和50年4月1日から施行する。

）
略
）

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

3 学 生 会 関 係

学 生 会 関 係

(1) 釧路工業高等専門学校学生会準則

(目 的)

第1条 釧路工業高等専門学校学生会（以下「学生会」という。）は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

(目 標)

第2条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、良い校風をつくる態度を養う。
- 二 健全な趣味や豊かな教養をつちかい、個性の伸長をはかる。
- 三 心身の健康を増進し、余暇を活用する態度を養う。
- 四 学生生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに集団生活において協力し、義務と責任を自覚し、民主的に行動する態度を養う。
- 五 学校生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

(活動の範囲)

第3条 学生活動を行なうにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- 一 学生会は、学校の教育方針にのっとり、学校の教育使命の達成に寄与しなければならない。
- 二 学生会は、本来の目的使命にのっとり、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱す活動を行ってはならない。
- 三 学生は、学生会の運営について常に深い関心をはらい、その活動に積極的に参加しなければならない。
- 四 学生会は、会員の総意に基づいて運営されなければならない。また、いかなる場合においても、個人の思想・良心等に関する基本的な自由を侵してはならない。
- 五 学生会は、校外活動を行なうにあたっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動しなければならない。
- 六 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合に限り、校外団体に加盟することができる。

(構 成)

第4条 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。

- 2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

(役 員)

第5条 学生会に、総会・評議員会・役員及び部を置く。

- 2 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。
- 3 評議員会は、学級及び部ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。

4 役員は、総会において選挙し、学生会の事務を処理する。

5 学生は、その希望によって部に所属するものとする。

(規 約)

第6条 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けなければならない。規約の変更についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

一 総 則 (名称、目的及び組織)

二 機 関 (会議の種類、任務、招集及び議決の方法)

三 役 員 (役員の種類、任務、選出方法及び任期)

四 部 (部の活動目的、役員とその任期及び設置並びに廃止)

五 会 計 (会費、運営方法、会計年度及び監査)

六 顧 問 (顧問の職能及び最高顧問)

七 附 則 (規約の改正手続き及び発効)

(事業計画書の報告)

第7条 学生会は、毎年度、事業計画及び収支予算書について学校の承認を受け、事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

(指 導)

第8条 学生会の指導については、校長の命を受けて学生主事が総括する。

2 各部にそれぞれ指導教員を置く。

3 指導教員は、校長が命じ、学生主事の総括のもとに、部の活動の指導にあたる。

附 則

この準則は、昭和41年7月8日から施行し、昭和40年11月1日から適用する。

(2) 釧路工業高等専門学校学生会規約

第1章 総 則

第1条 本会は釧路工業高等専門学校学生会と称する。

第2条 本会は学生会準則に基づき、会員の健全なる自主的活動の促進をはかり学生生活を通して、良き社会人となる資質を向上させることを目的とする。

第3条 本会は、本校在籍の学生全員をもって構成し、全会員は次に定めるところの権利を有し義務を負う。

一 会員は、選挙権及び被選挙権を有する。

二 会員は、規約を遵守し本会の運営に協力する。

第4条 本会は、会の目的達成のために次の機関を置く。

- 一 学 生 総 会
- 二 評 議 会
- 三 執 行 委 員 会
- 四 選挙管理委員会
- 五 監 査 委 員 会
- 六 委員会（新聞、行事、会計）
- 七 部
- 八 学 級 会

第2章 学生総会

第5条 総会は、本会の最高決議機関であり、次の事項を決議する。

- 一 役員の承認
- 二 予算、決算の承認
- 三 規約の改正
- 四 その他本会目的達成のために必要な事項

第6条 総会の管理運営を円滑に行うために、正副議長、書記（1名）の役員を置く。

第7条 前条の役員の任務は、次に定めるものとする。

- 一 議長は、総会の告示、議事進行及び採決を行う。
- 二 副議長は、議長を補佐し、議長不在の時はその任務を代行する。
- 三 書記は、総会の記録及び事務処理にあたる。

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は6月にこれを開く。臨時総会は、執行委員会及び評議会が必要と認めた時又は全会員の3分の1以上の要求があった時及び監査委員会、選挙管理委員会の要請があった時に、議長が3日前に告示し招集する。

第9条 総会は、別に定める会議細則に基づいて会議を行う。

第3章 評議会

第10条 評議会は、総会に次ぐ決議機関であり、評議員（各学級代表、各局1名）をもって構成する。

第11条 評議員は、評議会において学級及び局を代表し、その総意を学生会に反映するものとする。

第12条 評議会には、正副議長の役員を置き、議長（1名）、副議長（1名）、書記（2名）を置く。

第13条 評議会は、次の事項を審議する。

- 一 各学級、各局、執行委員会よりの提出事項
- 二 行事計画及び予算、決算
- 三 会計監査

四 その他の重要事項

第14条 評議会は、定例評議会及び臨時評議会とし、定例評議会は毎月1回これを開く。臨時評議会は執行委員会及び評議長が必要と認めた場合又は評議員の3分の2以上の要求があった場合、及び監査委員会、選挙管理委員会の要請があった場合に評議長がこれを招集する。

第15条 評議会は、必要に応じて会員の出席を要請することができる。

第16条 評議会は、別に定める評議細則に基づいて会議を行う。

第4章 執行委員会

第17条 本会は、学生会の執行機関であり、執行委員は、正副会長、書記、会計をもって構成し会長が執行委員長となる。

第18条 執行委員の任務は、次に定めるものとする。

一 会長は、本会を代表し会務を総括する。また、会の運営のために前条の副会長、書記（各若干名）を指名することができる。

二 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。

三 書記は、本会の記録及び事務処理にあたる。

四 会計は、本会の経理事務及びその報告を行う。

第19条 会長は、前条のほか必要な場合は専門委員を委嘱することができる。

第20条 執行委員会に関する細則は別に定める。

第5章 中央局

第21条 中央局には下記の各委員会を置く。行事委員会は各学級から2名ずつ、その他の委員会は各学級から1名ずつ、それぞれ選出された委員をもって構成し、次の任務にあたる。

一 新聞委員会

二 行事委員会

三 会計委員会

第22条 本局には正副局長、書記（各1名）の役員を置く。局長は本局の最高責任者であり、委員会活動に関して企画立案し、これを評議会に提出し、その議決をもって執行する。

第23条 中央局会議は、各委員長をもって構成し、委員会相互の連絡調整その他の必要な事項を協議する。

第24条 中央局会議は、毎月1回局長がこれを招集し、その運営は第22条の役員によって行われる。

第6章 監査委員会

第25条 本委員会は本会の監査機関であり、正副委員長（各1名）及び委員（3名）をもって構成し、監査の結果の是非は過半数を得て成立する。

第26条 本委員会は、その運営に関して総会以外のいかなる機関からも制約を受けない。

第27条 本委員会の運営に関する事項は、監査委員会施行規程で別に定める。

第7章 選挙管理委員会

第28条 本委員会は、本会役員の選挙を管理するものであり、各学級から2名選出された委員をもって構成する。

第29条 本委員会は、総会及び評議会の招集要請権を有する。

第30条 本委員会の運営に関する事項は選挙規程で別に定める。

第8章 文化局、体育局

第31条 文化、体育局は、それぞれの部によって構成される。

第32条 両局には、正副局長、書記（各1名）の役員を置く。局長は各局の最高責任者であり、部活動に関して企画立案し、これを評議会に提出し、その議決をもって執行する。

第33条 局会議は、両局の各部長をもって構成し、部相互の連絡、調整、その他の必要な事項を協議する。

第34条 局会議は、毎月局長がこれを招集し、その運営は第32条の役員によって行われる。

第9章 役員の任期と選出法

第35条 第4条の各機関における役員の任期は1年（4月から翌年3月まで）とし、その改選期は前年12月とする。但し再選はそれを妨げない。また、欠員の補充で就任した者の任期は前任者の残り期間とする。

第36条 本会役員の選出法は次の通りとする。

- 一 会長、総会議長、正副監査長、会計（3名）は、全会員の直接選挙とする。
- 二 副会長及び書記は会長の指名とする。
- 三 総会副議長及び書記は議長の指名とする。
- 四 正副評議長及び正副議長、書記は評議員の互選とする。但し正副議長、書記はそのつと選出される。
- 五 監査委員（3名）は監査長の指名とする。
- 六 中央局内の各委員長は各委員の互選とする。
- 七 正副中央局長及び書記は局内の各委員長の互選とする。
- 八 文化、体育両局の正副局長及び書記は、各局内の部長の互選とする。

九 監査長、会計長は、選挙の最高得票者になる。

第10章 部及び同好会

第37条 会員相互の教養と趣味の向上に努めるとともに互助協力の態度をかん養する目的をもって部及び同好会を結成する。

第38条 各部には部長及び会計を置き、その任期は原則として1年とする。

第39条 部の新設及び廃止はその都度評議会及び学生総会の承認を必要とする。同好会からの昇格は6ヶ月間を経て執行委員会に要求することができる。

第40条 同好会の新設は、学校及び執行委員会の承認を得なければならない。

第11章 学 級 会

第41条 学級会は、本会活動の基盤であり、各学級の全員をもって構成する。

第42条 学級会には、次の委員を置く。その任期は原則として1年とする。

- 一 学級代表 1名
- 二 副代表 1名
- 三 会計 1名

第43条 前条の委員は、次の任務にあたる。

- 一 学級代表は、学級を代表し、学級活動を学生会に反映させる。又、学級代表は、評議委員も兼任する。
- 二 学級副代表は、学級代表を補佐し、学級代表不在の時はその任務を代行する。
- 三 会計は、学級会の経理にあたる。

第12章 経 理

第44条 本会の運営は、釧路工業高等専門学校後援会からの補助金による。

第45条 会長は本会運営の収支予算及び決算書を作成し、評議会、学生総会の承認を得て学生主事に提出し、校長の承認を得なければならない。

第46条 本会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13章 事業計画書及び事業報告書

第47条 会長は、事業計画書及び事業報告書を作成し、評議会の承認を得て、学生主事に提出し、校長の承認を得なければならない。但し、計画書は4月30日までに完成させるものとする。

第14章 顧 問

第48条 本会は、本校在職の教員全員を顧問とする。

第15章 規約改正

第49条 規約及び規定または改正の発議は、次の場合において成立する。

- 一 全会員の3分の1以上の要求があった時
- 二 評議員の2分の1以上の要求があった時
- 三 会長がその必要を認めた時

第50条 前条のいずれかにおいて発議がなされた時、議長は、総会を開かねばならない。その議決は全会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

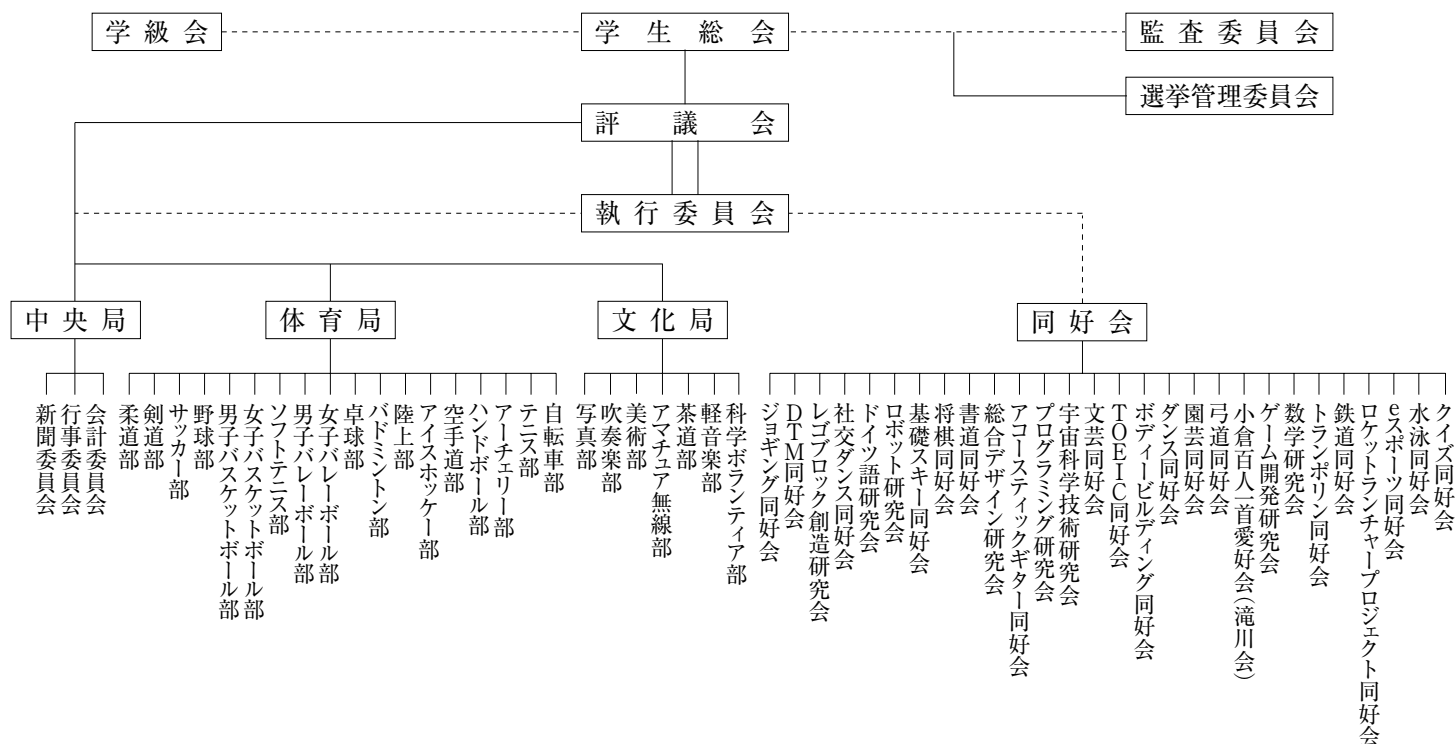
第51条 細則の制定または改正は、評議会による。

本規約は、昭和40年11月15日から施行する。

略

附 則

本規約は平成19年4月1日から施行する。



(3) 学生会選挙規程

第1章 総 則

第1条 本校学生会会長、会計、監査、総会議長の選挙は本規程に基づいて行う。

第2章 選挙権及び被選挙権

第2条 本校に在籍する学生は、選挙権、被選挙権及びリコール請求権を有する。但し、卒業年次の者は被選挙権を有しない。

第3章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会（以下「選管」という。）はおそくとも事業年度終了14日前に設置され、その委員の任期は1年とする。但し、再選はこれを妨げない。

第4条 選管は、各学級2名ずつ選出された委員によって構成される。

第5条 選管は、次の業務を行う。

- 一 選挙の告示
- 二 選挙人名簿の作成及び備え付
- 三 立候補者の受付
- 四 投票日及び開票日時の決定
- 五 投票所の指定と投票箱の設置
- 六 投票用紙の指定と交付方法
- 七 投票箱の保管
- 八 開 票
- 九 当落の確認と発表
- 十 その他選挙管理に必要な一切の事項

第4章 立候補及び選挙責任者

第6条 立候補者は、選管が告示を発した日より4日以内に責任者を連れて選管に立候補届出書を提出しなければならない。

第5章 選挙運動

第7条 選挙運動は、立候補届出の日より投票日の前日までとする。

第8条 選挙運動に使用するポスターは、候補者1名につき5枚以内とし、選管の公認のものでなければならない。

第9条 選管が主催する候補者立会演説会は運動期間中1回とし、その要項は選管が決定する。

第6章 投 票

第10条 選挙は無記名投票によって行う。

第11条 投票は選挙人名簿により各学級1名選出された立会人のもとで行う。

第12条 投票用紙は、選挙当日投票所において選挙人に配布され、選挙人が誤って投票用紙を汚損した場合、選管に対してその引換を請求することができる。

第13条 不在投票は認めない。

第7章 開 票

第14条 開票は、各候補者の責任者1名と立会人のもとで選管が行う。

第15条 開票は、即日開票とする。

第16条 投票の効力の決定は選管が行う。

第17条 次の投票は無効とする。

- 一 正規の用紙を用いていないもの
- 二 投票用紙に定員以外の候補者氏名を記載したもの
- 三 候補者氏名以外の他事を記載したもの
- 四 候補者氏名の確認し難いもの

第18条 有効投票数が有権者数の3分の2を占める時、その投票は効力を発する。

第8章 立 会 人

第19条 立会人は、投票及び開票の際の不正の有無を監視し、不正があった場合は、投票又は開票を一時中断する事を選管に要求することができる。

第9章 当 選

第20条 開票の結果最多数の票を得たものを当選とする。但し最多数であっても有効投票数の4分の1に満た

ない場合は、3日以内に決選投票を行う。

第21条 決選投票は、前条の投票数の上位2人の候補者で行われ、多数を得た者が当選する。

第22条 候補者が定員に等しい場合は、その候補者に関する信任の投票で行い、有効投票数の3分の2を得たものが信任される。不信任の場合は開票日より7日以内に再選挙を行う。

第23条 候補者がいない場合は、また定員に満たない場合は、次のことを行うことができる。

- 一 立候補受付締切後、選管が受付期間を延期し、立候補を受けつけることができる。
- 二 選管が適任者を推薦し、その旨を告示する。

第24条 立候補届出取消は認めない。

第10章 リコール

第25条 会員は、この規約に定めるところにより執行委員会、監査委員会を解散させる権利を有する。

第26条 執行委員会、監査委員会のリコールは、就任日から3カ月を経ないとこれを行うことはできない。

第27条 執行委員会の解散要求を下記のように定める。

- 一 監査委員会が必要と認めた場合
- 二 本会に属し選挙権を有する総数の3分の1以上の署名がある場合

第28条 監査委員会の解散要求を下記のように定める。

本会に属し選挙権を有する総数の3分の1以上の署名がある場合

第29条 解散要求の手続きは、選管にその要旨を明記した書類を提出しなければならない。

第30条 選管は、要求を受けた日から3日以内にその真実性を確かめる為に活動しなければならない。

第31条 選管は、要求を受けた日から3日以内に評議会を招集し、評議員に要旨を公表しなければならない。

第32条 解散要求の決定は総会において行う。

第33条 選管は調査結果を検討し、その結果を総会において発表しなければならない。

第34条 リコール成立は不信任投票数が有権者数の過半数の投票をもって成立する。

第35条 リコール不信任成立後、10日以内に選挙を行わなければならない。

(4) 執行委員会細則・会議細則・監査委員会施行規程 ・部及び同好会細則・学生会予算に関する取り扱い

〔執行委員会細則〕

第1条 本委員会の任務は次のとおりとする。

- 一 規約を誠実に履行し会務を総括する。
- 二 総会、評議会の決議事項を速やかに執行する。
- 三 校内外の交渉を円滑に処理する。

- 四 総会、評議会への議案を作成する。
- 五 規約改正案、予算案、決算報告書を作成する。
- 六 学生会年間行事計画を立案する。
- 七 その他本会の会務執行に必要な事項を行う。

第2条 本委員会の各機関に関する権限は次のとおりとする。

- 一 本委員会は、総会、評議会の招集要請権を有する。
- 二 本委員会は、評議会の承認を得て各機関の予算を増減することができる。
- 三 本委員会は、各機関で発言することができる。

〔会議細則〕

第1条 本規則は、学生総会、評議会及び局会議の議事運営について定めたものである。（以下「会議」という。）

第2条 会議は、会員の3分2以上の出席をもって成立する。但し、委任状を認めない。

第3条 議事進行中において出席人数が全会員の3分の2未満になった場合は延会もしくは散会とする。

第4条 会議中に動議（流会、延会、休憩）が出た場合は、出席人数の4分の3以上の賛成で認められる。

第5条 会議中に前条以外の動議が出た場合は、1名以上の賛成をもって成立する。

第6条 議決は、出席人数の過半数をもって成立する。但し、賛否同数の場合は、議長の決による。

第7条 評議会において評議員の過半数の要請があれば会員は評議会に出席しなければならない。

第8条 会議は公開を原則とする。

第9条 決議事項は原則として即日効力をもつものとする。

第10条 議事録は、会議の閉会、延会及び散会される前に担当書記によって朗読されなければならない。

第11条 議事録の訂正及び補足には、会議の承認を必要とする。

第12条 議事録は、議長、副議長の印を必要とする。

第13条 議事録は、会員の要求によって明示されるものとする。

第14条 議事録は、次の事項を記するものとする。

- 一 場所、開会、閉会、散会、延会及び休憩の年月日時
- 二 出席人数
- 三 議題、議案
- 四 各議題、議案に対する趣旨説明（代表者氏名）質問、討論の要旨
- 五 議 決

〔監査委員会施行規程〕

第1条 本規程は、監査を円滑に行うことを目的とし、監査委員は、本規程に基づいて監査を行うものとする。

第2条 本委員会は、本会の運営一切を公正な立場から判断して、学級会を除く各機関において規約に反した

行為がなされた時及び施行上是正をすべき点がある時は勧告を発し、その再審議及び執行の是正を命ずることができる。ただし、再度同じ決議がなされた場合及び執行がなされた場合はそれを総会に図ることができる。

第3条 本委員会は、総会及び評議会の招集要請権を有する。

第4条 予算使用の不正が認められた時、その使用を停止させ、その処分を評議会に提案することができる。

第5条 本委員会は、会員より本会の運営に関する不満事項の通達を受けた時は必ずこれを受理し、審議しなければならない。

第6条 本委員会は、各機関に対し必要に応じて管理運営上の事項の報告を要請することができる。

第7条 本委員会は、帳簿を点検した場合は検印を押さなければならない。

第8条 本委員会は、定例総会において監査報告を行わなければならない。また、評議会及び臨時評議会においてその要請があった場合も同様とする。

第9条 本委員会は、監査報告を会員に公示しなければならない。

第10条 会計監査は、毎年度末に行うものとする。

第11条 会計監査は、10日の日数をもって行うものとし、その告示は監査を始める日の少なくとも7日前に行うものとする。

第12条 原則として、監査委員は、該当年度内のみの会計監査を行い、必要ある場合は前年度の監査も行う。

第13条 本委員会は、物品購入の際、各部長より提出された書類により、消耗品として認める物品を決定し、各機関に通知しなければならない。

第14条 本委員会が、消耗品と認めた物品は領収書等の書類によるもののみとする。

第15条 各機関は消耗品購入の際、その旨書類で本委員会に提出し承認を受けなければならない。

第16条 各機関は、紛失、破損による使用不能となった備品を本委員会に報告しなければならない。

〔部及び同好会細則〕

第1条 各部は、常に最新の部員名簿を備え、また、その部の主要行事を記録し、歴史資料として保存しなければならない。

第2条 部長は、部員名簿、主要行事記録を会長に提出しなければならない。部員の入退部は3日以内に会長に報告しなければならない。

第3条 部長は、各部の事務処理の責任者であるが必要に応じ部の書記を指名して行わせることができる。

第4条 部長は、部員の推薦によって選ばれ、部を代表し、部の協同生活の中核となる。

第5条 部長は、会長の示す日までにその部の年間予算書を会長に提出しなければならない。正当の理由なくして期日まで提出しない時は、予算を割り当てられないことがある。

第6条 部員は、積極的に部の活動に参加し、部長の指示に従わなければならない。

第7条 部長は、正当な理由なくして会員の入退部を拒否することはできない。

第8条 会員の入退部は、部長及び顧問教官の承認を必要とする。

第9条 部費の徴収は、各部の随意とする。

第10条 校外の各種大会への参加は、顧問教官及び学生主事を経て校長の承認を必要とする。

第11条 会員が、同好会を結成及び解散した時は、その責任者は会員名簿を会長に提出しなければならない。

第12条 部則をつくる場合は、会長の承認を必要とする。

第13条 事情によって部活動ができなくなった時は、評議会の承認を得て部活動の停止をすることができる。

〔学生会予算に関する取り扱い〕 (平成3年12月10日学生総会承認)

(平成13年4月3日 一部改正)

1. 新年度の予算編成は前年度の各クラブ収支決算書、予算要求書、活動状況調べ及び前年度成績、部員数等を参考に執行部が作業を行う。また、予算要求書に対してヒアリングを行う。
2. 単年度では購入できない高額物品を必要とするクラブに対して特別補助を行う。これに関しても要求書を年度当初に提出してもらいヒアリングを行う。
3. 上記予算要求に関して必ずクラブ顧問教官の承認を必要とする。
4. クラブの連盟・協会登録費（団体・個人を問わず）に対して、予算要求とは別に半額補助する。補助は、登録費領収書を必要とする。
5. 各クラブの収支状況に関して監査委員会が年2回程度不定期に監査を行う。
6. 上記1～5は平成13年度から運用する。今後、これらに関して不都合が生じた場合は評議委員会審議によって変更するものとする。

4 図 書 館 関 係

(1) 釧路工業高等専門学校図書館規則

(趣 旨)

第1条 本校学則第11条の規定に基づき釧路工業高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）を置く。

2 この規則は、図書館の管理及び運営について必要な事項を定め、その適切かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(管理及び運営)

第2条 図書館に、図書館長を置く。

第3条 図書館長は、専任の教授又は准教授の中から校長が任命する。

2 図書館長は、次の業務を掌理する。

- 一 図書館の管理及び運営に関すること。
- 二 図書館活動に関すること。
- 三 図書館資料に関すること。
- 四 研究紀要編纂に関すること。
- 五 その他図書館に関し、必要と認められること。

3 図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 図書館長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 図書館に、図書館に関する事項及び第3条2項に掲げる業務について審議するため、釧路工業高等専門学校図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(談話ホール)

第5条 図書館には、談話ホールを含むものとする。

(閲覧方式)

第6条 図書館資料は、日本十進分類法により分類、整理し、開架閲覧方式とする。

(読書指導)

第7条 図書館には、学生からの相談に応じ、助言のための読書指導教員を置く。

(利用者)

第8条 図書館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 本校の職員
- 二 本校の学生
- 三 図書館の利用を申し出た一般の利用者

(開館日及び開館時間)

第9条 図書館は、次に掲げる日を除き、開館する。

- 一 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、定期試験の直前及び試験期間中の日曜日・祝日を除く。
 - 二 12月28日から翌年1月4日まで
 - 三 春季、夏季、冬季及び学年末休業期間の土曜日
- 2 開館時間は、次のとおりとする。
- 一 月曜日～金曜日 8：30～20：00
 - 二 土曜日、定期試験の直前及び試験期間中の日曜日・祝日 8：30～17：00
 - 三 春季、夏季、冬季及び学年末休業期間の平日 8：30～17：00
- 3 その他図書館長が必要と認めた場合には、開館日時を変更することがある。

（図書館利用）

第10条 図書館の利用についての必要な事項は、別に定める。

（談話ホール）

第11条 談話ホールは、リフレッシュスペースとしての目的の他、次に掲げる目的に使用できる。

- 一 授業
- 二 課外活動
- 三 会議及び学校諸行事等
- 四 その他図書館長が適当と認めたもの

第12条 談話ホールを利用できる期間及び時間は、原則として第9条に定める開館日及び開館時間とする。

第13条 談話ホールを第11条第二号及び第四号の目的で使用する場合には、あらかじめ図書館談話ホール使用許可願（別紙様式）を図書館長を経て校長に提出してその許可を受けなければならない。

（個人情報の漏えい防止）

第14条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号第40条）の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

（雑則）

第15条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

附 則

（略）

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 釧路工業高等専門学校図書館附属施設使用細則（昭和47年12月19日釧高専規第7号）は廃止する。

(2) 釧路工業高等専門学校図書館閲覧細則

（趣 旨）

第1条 この細則は、釧路工業高等専門学校図書館規則（昭和47年釧高専規第4号）第8条の規定に基づき、本校の図書館資料（以下「資料」という。）の利用について定める。

（閲 覧）

第2条 資料の閲覧及び視聴は、次の各号によるものとする。

- 一 開架の図書資料（図書、雑誌等の逐次刊行物、パンフレット類）は、自由閲覧とする。なお、閲覧後は、指定の返却台へ置くものとする。
- 二 視聴覚資料（録音資料、映像資料）等の非図書資料の視聴を希望する場合は、受付へ申し込む。なお、視聴後は、受付へ返却するものとする。
- 三 目録等を検索し、資料所在が研究室等となっている資料の利用については、受付へ申し込む。

（貸 出 し）

第3条 図書資料の通常貸出しは、次の各号によるものとする。

- 一 本校の学生は、貸出しを希望する資料に学生証を、教職員は身分証明書を添えて受付へ提出する。
 - 二 一般の利用者は、図書館長に対し、あらかじめ様式1の利用者カード申込書を提出し、交付された利用者カードを貸出しを希望する資料に添えて受付へ提出する。
なお、一般利用者に係る利用者カードの有効期限は、発行日から3年を経過した日の属する年度末までとする。
 - 三 バーコード貼付のない資料については、所定の借用書に必要事項を記入し、受付へ提出する。
 - 四 貸出冊数は、原則として5冊以内とし、貸出期間は14日以内とする。ただし、新刊雑誌の貸出期間は、1夜貸出しとする。
 - 五 返納期限を超えて、引き続き利用しようとする場合は、当該図書資料を持参の上、改めて第1号又は第2号の手続をとらなければならない。
- 2 卒業研究を行う5学年の学生については、前項第3号前段の規定にかかわらず、卒業研究用として冊数5冊、期間30日以内の貸出しをすることができる。ただし、最終貸出期限日は当該年度の1月末日とする。
 - 3 専攻科生については、第1項第3号前段の規程にかかわらず、冊数5冊、期間30日以内の貸出しをすることができる。
 - 4 専攻科生については、前項の規定にかかわらず、さらに特別研究用として冊数5冊、期間30日以内の貸出しをすることができる。
 - 5 休業中及びその他図書館長が必要と認めた場合の貸出しについては、その都度、別に定めて掲示する。

（特別貸出し）

第4条 研究費及び学科経費等で購入した資料で、研究室等で保管するものは、特別貸出しとし、第3条第1

項第3号の規定にかかわらず、必要な期間貸出しができるものとする。

(貸出し禁止の資料)

第5条 次の各号に掲げる資料については、原則として貸出しを行わない。

- 一 参考図書（辞典、事典、便覧、年鑑、図鑑、統計類）のうち、複本のないもの
- 二 貴重図書、特殊形態の図書及び高価図書
- 三 製本準備中の逐次刊行物（雑誌等）
- 四 視聴覚資料
- 五 その他特に指定する資料

(転貸の禁止)

第6条 貸出しを受けた資料は、転貸してはならない。

(返 納)

第7条 次の各号に掲げる場合は、貸出しを受けた資料を直ちに返納しなければならない。

- 一 図書館が業務上の必要により返納を請求したとき。
- 二 学生が卒業、休学、転学又は退学するとき。
- 三 職員が転任又は退職するとき。

(貸出しの停止)

第8条 資料を返納期限日までに返納せず、督促してもなお延滞する者については、貸出しを停止することがある。

(届出・弁償)

第9条 資料を汚損又は紛失した場合は、直ちに総務課図書係へ届け出なければならない。

2 前項の場合は、同一の資料又は相当する代価により弁償するものとする。

(閲覧心得)

第10条 閲覧室においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 室内では、常に静粛を保つことを心掛け、他の閲覧者に迷惑となる行為をしてはならない。
- 二 室内の備品は、備付けの場所から勝手に移動させてはならない。

2 前項の規定に違反した者については、退室を命ずることがある。

附 則

1 この細則は、昭和47年12月19日から施行する。

2 釧路工業高等専門学校図書室規程により貸出し中の図書については、この細則により貸出したものとみなす。

}

略

}

附 則

この細則は、平成29年1月26日から施行する。

5 寄 宿 舎 関 係

寄 宿 舎 関 係

(1) 釧路工業高等専門学校寄宿舎管理規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、釧路工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第42条第2項の規定に基づき寄宿舎の管理運営について、その円滑、かつ、適正な運用を図るため必要事項を定めるものである。

(目 的)

第2条 寄宿舎は、学生の修学に便宜を供与し、かつ、共同生活を通して学生の教養を高め社会の秩序と倫理を重んずる気風を養い、その人間形成を助長して教育目的の達成に資することを目的とする。

第3条 寄宿舎に入舎する学生（以下「寮生」という。）は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規則を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めるものとする。

(名 称)

第4条 寄宿舎の名称は、釧路工業高等専門学校鶴翔寮（以下「寮」という。）と称する。

(管理及び運営等)

第5条 寮は、校長が管理する。

2 寮務主事は、校長の命を受けて、寮の運営及び寮生の厚生補導に関することを掌理する。

(入寮及び退寮)

第6条 入寮できる者は、自宅からの通学が困難な学生とする。

2 入寮の時期は、原則として学年の始めとする。ただし、定員に欠員が生じたときは、学年途中の入寮を許可することがある。

3 入寮を希望する者は、別に定める入寮願いを寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 入寮の許可期間は、当該学年の終りまでとする。

5 継続して入寮を希望する者は、別に定める継続入寮願いを寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

6 退寮を希望する者は、別に定める退寮願いを寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

7 学則及びこの規則に違反した者並びに疾病その他の事由により共同生活に適さないと認めた者は、退寮させることがある。

8 前項の規定により退寮させられた者は、退寮後6ヶ月を経過しなければ再入寮することができない。

9 長期休業中だけの退寮は認めない。

(寄 宿 料)

第7条 寮生は、学則第35条の規定に基づき寄宿料を納付しなければならない。

2 当該寮生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合は、学則第36

条第4項の規定に基づき寄宿料を免除することがある。

(諸 経 費)

第8条 寮生の生活上必要な経費で各人の負担すべきものは、別に定めるところにより納付するものとする。

第9条 第7条第1項及び前条の経費を納付しない者は、退寮させることがある。

(共同生活の自治)

第10条 寮生は、その総意により校長の承認を得て寮における共同生活を自律的に運営するための組織を設けることができる。

2 前項の組織及び活動は寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、学則並びにこの規則に違反しないものでなければならない。

3 第1項の組織を設けようとする場合は、次に掲げる事項について寮務主事を経て校長に提出し、その承認を受けなければならない。変更又は廃止する場合も同様とする。

一 名 称

二 目 的

三 規 約

四 代表者及び役員

4 第1項の組織が、その目的を逸脱し、又は前2項の規定に違反する場合は、解散させることがある。

(防災安全)

第11条 寮生は、火災その他の災害の防止について常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の処置について協力しなければならない。

2 火気は、指定の場所以外で使用してはならない。

3 寮生は、災害又は事故の発生を知ったときは、直ちに臨機の処置をとるとともに寮務主事及び関係職員に報告し、以後その指示に従わなければならない。

(保健衛生)

第12条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに寮内外の清潔に務めなければならない。

2 病気にかかった者は、直ちに寮務主事に届け出てその指示に従わなければならない。

(施設、設備の使用)

第13条 寮の施設、設備の使用については、別に定める。

(帰省及び外泊)

第14条 帰省及び外泊をする場合は、あらかじめ寮務主事に届け出なければならない。

(外 来 者)

第15条 外来者との面会は、指定された場所で行うものとする。

2 寮生以外の者が寮の施設を利用しようとする場合は、あらかじめ寮務主事を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(自動車等の持ち込みの禁止)

第16条 寮生は、寮に自動車、自動二輪車及び原動機付自転車を持ち込んで서는ならない。

(雑 則)

第17条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和41年7月7日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

}

略

}

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 釧路工業高等専門学校寮生心得

寮生は、寄宿舍管理規程を遵守するほか、次の各項によって生活しなければならない。

1 寮の開寮日について

- 1) 開寮日は、長期休業の終わる日とする。
- 2) 閉寮日は、長期休業の始まる日とする。

2 寮日課について

寮生は、別に定める日課表によって行動しなければならない。

3 居室について

- 1) 寮生は、所定の居室に居住しなければならない。
- 2) 寮生は、他の者を宿泊させてはならない。
- 3) 室内は、常に清潔に保ち、整理整頓を心掛けること。
- 4) 壁、棚等にもだりに釘及びねじを打ち込んではいけない。
- 5) 居室を出るときは、必ず施錠すること。

4 食事について

- 1) 食事は、決められた時間内に食堂で済ますこと。
- 2) 食器類を無断で食堂外に持ち出してはならない。
- 3) 食堂には不衛生な服装で出入りしてはならない。
- 4) 食堂には飲食物の持ち込みをしてはならない。また、持ち出しをしてはならない。

5 事故防止について

- 1) 電気器具類は、所定の場所で使用しなければならない。
- 2) 指定の場所以外で火気を使用してはならない。
- 3) 電灯配線には絶対に工作を施してはならない。
- 4) 現金及び貴重品の保管には十分注意すること。

6 公共物品の使用について

- 1) 寮の施設、設備、備品はすべて大切に使用すること。
- 2) 破損した場合は、速やかに寮務係に届け出て、その指示に従うこと。また、使用後は後始末をよくし、次に使用する者に対して不便を与えないように留意すること。

- 3) 室内の備品はみだりにその位置を変えてはならない。
- 4) 故意または過失により施設、備品等に損失を与えたときは、原則として弁償しなければならない。

7 私物持ち込みについて

- 1) 火気発生の危険のある物を持ち込んで是不ならない。
 - 火を発生する又は利用する物（ストーブ、コンロ、ライター、お香 など）
 - 補助暖房器具などの火災発生の可能性のある家電製品（コタツ、電気毛布、ホットプレート、オーブントースターなど）
- 2) 動物など衛生上問題のある物を持ち込んで是不ならない。（犬、猫、熱帯魚など）
- 3) 大電力を消費する家電製品を持ち込んで是不ならない。（冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、IH調理器具など）
- 4) 寮の設備に障害・破損を生じる物品を持ち込んで是不ならない。（室外設置を要するアンテナ類、寮のネットワーク端子へ接続するルータなど）
- 5) 学生寮として、居室への持ち込みが好ましくない物品を持ち込んで是不ならない。（危険物、木刀、高価な物品など）
- 6) 許可を必要とする物品は、届け出により許可を受けること。

8 保健衛生について

- 1) 協力して寮内外の清潔を保つこと。
- 2) 上履は、サンダルとし、ゴム底あるいは柔らかい底の物を使用すること。
- 3) タオルを浴槽内に入れないこと。また浴室で洗濯をしてはならない。
- 4) 身体に異状があるときは、直ちに寮務係又は当直者又は警備員に申し出ること。
- 5) 便所は常に清潔を保ち、また指定の紙以外は絶対に使用しないこと。

9 外出・外泊（帰省）について

- 1) 外出する場合は、必ず門限時間までに帰寮すること。なお、病気又は事故、その他やむを得ない理由で帰寮が遅れる場合には、電話等で当直者又は警備員に連絡すること。
- 2) 外泊する場合には届出を必要とし、病気又は事故その他やむを得ない理由で予定された日時に帰寮できないときには、速やかに寮務係又は当直者又は警備員に連絡し、帰寮後直ちにその旨を報告すること。

10 寮生会について

寮生会は、寮務主事と緊密な連絡をとって運営し、寮生会における決議事項は寮務主事に報告すること。

11 その他

- 1) 各自所有物には明確に記名しておくこと。また、高価な物品については型式、製造番号及びその特徴を控えておくこと。
- 2) 書留、その他特殊郵便物は寮務係で受領印を押した後受け取ること。
- 3) たとえ成人者であっても、寮内では飲酒及び喫煙をしてはならない。
- 4) 節電及び節水に努めること。
- 5) 寮生に対する学校側の連絡事項は、原則として掲示による。寮生は常に掲示に注意を払うこと。

附 則

この心得は、昭和41年7月13日から施行する。

）
略
）

附 則

この心得は、平成29年4月1日から施行する。

日 課 表

区 分		平 日	休 日
		時 間	時 間
起	床	7 : 15	7 : 30
朝	食	7 : 30 ~ 8 : 40	7 : 45 ~ 9 : 00
登	校	8 : 45 まで	
昼	食	12 : 20 ~ 13 : 00	12 : 00 ~ 13 : 00
登	校	13 : 05 まで	
入	浴	16 : 30 ~ 21 : 50 ^(女子)	16 : 30 ~ 21 : 50 ^(女子)
夕	食	22 : 30 ^(男子)	22 : 30 ^(男子)
研	修 (学 習)	18 : 00 ~ 19 : 30	18 : 00 ~ 19 : 00
門	限	20 : 00 ~ 22 : 30	
		1 ~ 3 年 (女子) 21 : 00	
		4 ~ 5 年 (女子) 22 : 00	
		1 ~ 3 年 (男子) 22 : 00	
		4 ~ 5 年 (男子) 22 : 30	
点	呼	(女子) 22 : 05	
		(男子) 22 : 35	
		(以降、他居室訪問禁止)	
消	灯		
就	寝	23 : 30	

- 備考 1. 試験開始前1週間及び試験期間中は、消灯の時限を解除する。
2. この日課表は、特別の事情がある場合又は季節により変更することがある。

(3) 釧路工業高等専門学校寄宿舎経費徴収に関する要項

(趣 旨)

- 1 寄宿舎経費は、寮生の私生活を合理的に充実させるため、本校私経理として寮生活に必要な諸経費（以下「寮費」という。）を徴収するものとする。主管は寮務係とする。
- 2 寮費等は次の基準によるものとし、寮生から徴収する。

(1) 寮費等月額一覧

(寮 費)

項 目	金 額	備 考
光 熱 水 費	11,420 円	電気、ガス、上下水道、給汽
清 掃 費	650 円	清掃業務に要する経費
役 務 費	470 円	
雑 費	740 円	消耗品、共同利用物品
ゴミ処理料	190 円	
暖 房 費	1,700 円	
合 計	15,170 円	入 寮 費：5,000円（入寮時のみ） 寮生会入会金：1,500円（ ） 寮 生 会 費：2,000円（4 月のみ） 受 信 料：2,660円（4 月のみ・2～5年生）

(給食費)

給食材料費	822 円	日額 (1 日朝食 248 円・昼食 272 円・夕食 302 円)
加 工 費	278 円	日額

- (2) 新入寮生は、食器等を購入するための入寮費を徴収する。ただし、再入寮の場合は徴収しない。
- (3) 月の途中に入退寮する場合、寮費は日割りせずに1ヶ月分徴収する。
- 3 給食費の返付は、次の方法によるものとする。
 - (1) その月の分の給食費を納入したものが、月の途中に退寮した場合には、給食費の額に食数を乗じた額を退寮の後返付する。
 - (2) 前項以外の正当な理由（忌引、病気、就職試験等）により連続6食以上欠食した場合に限り給食材料費を欠食金として返付する。
 - (3) 前項により欠食する場合には、欠食する2日前（休日を除く）の午前中まで学寮事務室に欠食届を提出しなければならない。
 - (4) 寮生が病気、その他特別な事情による場合の取扱いについては、その都度事情によって定めるものとする。

この要項は、平成31年4月1日から適用する。

(4) 釧路工業高等専門学校寮生会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、鶴翔寮寮生会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、鶴翔寮々生としての自覚と団結の許に、寄宿舍管理規則に基づき、寮生に委ねられた事項を自主的に運営し、以って寮生活の向上と寮生相互の親睦をはかることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、寮生全員をもって構成される。

(会員の権利および義務)

第4条 会員は、次の権利を有し、義務を負う。

- 一) 会長、会計、監査の選挙権並びに非選挙権
- 二) 各種委員の選挙権並びにそれへの就任
- 三) 規約の遵守と本会運営への積極的協力
- 四) 会費の納入

第2章 組 織

(委 員)

第5条 本会には、会の運営を円滑に行うため、次の各委員およびブロック長を置く。

- 一) 寮生会幹部委員
- 二) 生活委員
- 三) 衛生委員
- 四) 防災委員
- 五) 給食委員
- 六) 監査委員
- 七) 特別委員（節約委員）
- 八) ブロック長

2 前項の委員は、別に定める権利を有し、義務を負う。

3 会長は必要と認めた場合、寮生会幹部委員会の議を経て特別委員会を置くことができる。

4 特別委員会の委員は、会長から委嘱され、当該委員会の目的を遂行する義務を負う。

(寮生会幹部委員)

第6条 寮生会幹部委員の構成は次の通りとする。

- 一) 会 長 1 名
- 二) 副会長 3 名 (男子 2 名、女子 1 名)
- 三) 書 記 3 名
- 四) 会 計 5 名 (男子 3 名、女子 2 名)

2 前項の委員は会計を除き会長が任命し、総会がこれを承認する。

3 前項の委員は、非卒業学年の会員から選ばれ任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 前項の委員の交代は、総会において行われる。

(但し、新委員は前年度の 3 月までに選挙させなければならない。)

(会 長)

第7条 会長は寮生及び寮生会を代表し、寮生に委ねられた事項の自主的運営の中心となる。

(会長の権利及び義務)

第8条 会長は、次の権利を有し義務を負う。

- 一) 第6条に定める委員の解任及びその任命 (会計は選挙)
- 二) 総会、各委員会及び各ブロック会議の招集
- 三) 必要に応じて特別委員会の設置、解散及びその委員の委嘱
- 四) 第9条第2号によって提出された議事録並びに各種記録の保管及び寮務主事への提出
- 五) 必要事項の掲示及び寮生会掲示板の管理
- 六) 本会の改善及び向上への尽力
- 七) 本会の運営に甚だしく支障をきたす者に対する寮生会幹部会の議決による各種勧告を寮務主事へ申告する。

(寮生会幹部委員の任務)

第9条 寮生会幹部委員は、寮生会幹部会を構成して、会長の諮問に応じるとともに、次の任務を分担して会長の会務遂行を助ける。

- 一) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合、その任務を代行する。
- 二) 書 記 会議及び記録に関する事務を取り扱い、総会及び各種委員会の議事録を会長に提出する。
- 三) 会 計 本会の会計に関する事務を取り扱う。

(生活委員)

第10条 生活委員は、寮内の規律を正し、秩序を維持しなければならない。

- 一) 寮における日課の励行
- 二) 諸規則及び寮生心得の遵守
- 三) 寮施設の保全管理
- 四) 寮生の礼儀

2 委員は各委員長が任命する。(女子は各ブロック 1 名の選出。)

3 前記の第2項は衛生、防災、給食委員にこれを準用する。

(衛生委員)

第11条 衛生委員は、寮内の健康及び衛生管理に当らねばならない。

- 一) 寮内外大掃除の企画
- 二) 災害発生時の救護
- 三) 補食室及び洗濯・乾燥室の使用方法及び指導
- 四) 掃除用具の管理
- 五) 清掃の励行

(防災委員)

第12条 防災委員は、寮生の防火及びその他の災害防止に努めなければならない。

- 一) 日常の防災対策とその徹底
- 二) 災害発生時の緊急処置、避難誘導、救護
- 三) 防災訓練の企画と実施

(給食委員)

第13条 給食委員は、寮生活における給食の献立作成に寮生の意見を反映させることに努めなければならない。

2 委員は、各ブロック長とする。但し、必要があれば留学生を含めることもできる。

3 委員の任期は、原則として1年とする。

(監査委員)

第14条 監査委員は、寮生会の運営及び会計の状況について監査しなければならない。

2 会計の決算を監査した結果は定期総会に報告しなければならない。但し、必要ある時は、寮生会幹部会及び臨時総会に報告する。

3 監査委員が前項の目的達成のため必要であると認めた時は、いずれの期間に対してもその指示する書類を提出させることができる。

4 委員は3名とし、その交代は定期総会において行われる。

5 委員は非卒業学年の会員から選ばれ、その任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

(ブロック長)

第15条 ブロック長は、所属するブロックの最高責任者として、所属ブロックの快適な生活の維持に努めなければならない。

- 一) 日常の秩序と規律の維持
- 二) ブロック全員の意見の反映
- 三) ブロックの各委員の任務遂行への助力
- 四) ブロック会議の招集

2 ブロック長は寮生会幹部会が任命する。

3 ブロック長の任期は、原則として1年とする。

第3章 会 議

(会 議)

第16条 本会を民主的に運営するため、次の会議を置く。

- 一) 総 会
 - 二) 寮生会幹部会
 - 三) 生活委員会
 - 四) 衛生委員会
 - 五) 防災委員会
 - 六) 給食委員会
 - 七) 寮生会役員会
 - 八) 監査委員会
 - 九) ブロック幹部会議
 - 十) ブロック会議
 - 十一) 会長が必要として設置された特別委員会
- 2 会議には寮務主事、その他の教員が臨席することがある。
- 3 臨席教員は、参考意見を述べることがある。

(総 会)

第17条 総会は、本会の最高議決機関である。

- 2 総会には、定期総会と臨時総会がある。
- 3 定期総会は、年1回とする。
- 4 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に招集される。
 - 一) 会長が必要と認めた場合
 - 二) 会員の3分の1以上の連署による要求があった場合
 - 三) 寮務主事の要求があった場合
- 5 総会の定足数は、会員の3分の2とし、議決は原則として過半数多数決とする。
- 6 総会の期日及び議題は、遅くとも2日前に公示されなければならない。
- 7 総会の議長及び副議長、書記は、その総会の前に選出される。

(寮生会幹部会)

第18条 寮生会幹部会は、会長の補佐並びにその諮問に答えることを目的とする。

- 2 委員会は、会長がこれを招集する。

(生活委員会)

第19条 生活委員会は第10条に定める義務を遂行することを目的とする。

- 2 委員会は、次のいずれかに該当する場合に召集される。
 - 一) 会長が必要と認めた場合

二) 委員長が必要と認めた場合

三) 寮務主事の要求があった場合

3 会は必要に応じ会報を出して、寮生との連絡をしなければならない。

4 前記第2項は衛生、防災委員会にもこれを準用する。

(衛生委員会)

第20条 衛生委員会は第11条に定める義務を遂行させることを目的とする。

(防災委員会)

第21条 防災委員会は第12条に定める義務を遂行することを目的とする。

(給食委員会)

第22条 給食委員会は第13条に定める義務を遂行することを目的とする。

2 第19条第2項から第3項までの規定は、給食委員会にも準用する。

(監査委員会)

第23条 監査委員会は第14条に定める義務を遂行させることを目的とする。

2 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(寮生会役員会)

第24条 会は各委員相互の連絡及び各委員会の運営について話し合うものとする。

2 会は必要に応じて会長が招集する。

3 寮務主事の要求があった場合にも招集する。

(ブロック幹部会議)

第25条 会議は、各ブロック長相互の連絡調整及び各ブロックの運営について話し合うものとする。

2 会議は必要に応じて会長及びブロック長、寮務主事が招集する。

(ブロック会議)

第26条 会議は、ブロックの親睦及び寮生相互の理解を深めること、及び各ブロックの意見をより反映させることを目的とする。

2 前項の目的を持って、必要に応じて招集する。

一) 会長及び各委員長が必要と認めたとき

二) ブロック長会議で召集の決定がなされたとき

三) 各ブロック長が必要と認めたとき

四) 各ブロックの各委員が必要と認めたとき

(特別委員会)

第27条 作られた目的に沿うように必要に応じて会長が招集する。

第4章 リコール

(リコール)

第28条 会員過半数の連署による、会長、女子の副会長、会計、監査のリコール要求があった場合、総会を開かねばならない。

2 前項の場合に限り、総会召集は選挙管理委員会がこれを行う。

3 前項により招集された総会において、署名人数が再確認され過半数に達してリコールが成立した場合、選挙管理委員会は会長及び該当委員にリコールを宣言せねばならない。

4 リコールが成立した場合、その成立後3日以内に、選挙管理委員会が設置され、所定の手続きによって、その委員の選挙が行われねばならない。

5 前項により選出された委員の任期は、その年度の残りとする。

6 会長がリコールされた場合、新会長が決定するまでの間、副会長が会長の任務を代行する。

(選挙)

第29条 会長、会計、監査委員、女子の副会長の選挙及び選挙管理委員会については別に定める。

第5章 規約改正

(規約改正)

第30条 本規則は総会において改正される。

2 規約改正の発議は次のいずれかに該当する場合有効である。

一) 会長が提案した場合

二) 寮生会幹部会がそれを決議した場合

三) 会員の3分の1以上の連署によって行われた場合

3 発議がなされた場合、会長は発議後5日以内に総会を開かねばならない。

(校長の承認)

第31条 発議が成立した場合、その日を含めて5日以内に寮務主事を経て、校長に承認を申請しその承認を得なければならない。

第6章 会費

(会費)

第32条 会員は会の運営を維持するため、下記の会費を納入させねばならない。

一) 入会金 新しく会員となるものは、その日を含めて20日以内に入会金1,500円を納入する。

二) 会費 会費は半期1,000円とし、年度当初に一括して、1か年分を納入するものとする。但し、10月以降の入会者は半期分の納入とする。

第7章 附 則

(細 則)

第33条 第23条にかかわる規定を含め、本会運営に必要な細則は別に定める。

(発 効)

第34条 本規則は昭和41年6月14日に発効し即日施行する。

(改 正)

第35条 本規則は昭和42年4月24日に改正し即日施行する。

}

略

}

本規則は平成30年4月1日に改正し即日施行する。

(5) 寮生会役員選挙細則

(目 的)

第1条 本細則は、寮生会規約第33条において、必要な事項を定めることを目的とし、選挙は本規定に基づいて行う。

(選挙管理委員会)

第2条 本寮生会に、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、副ブロック長の中から選出された1名の選挙管理委員長（以下「委員長」という。）と6名の選挙管理委員（以下「委員」という。）による7名で構成される。

3 委員会は、投票予定日を含めて遅くとも15日以前に設置されなければならない。

4 リコールが成立した場合、その日から3日以内に委員会が設置され、10日以内に選挙が行われねばならない。

5 委員長は、委員会を代表して会務を総括するものとする。

6 委員会は、選挙事務完了と同時に解散する。

(委員会の仕事)

第3条 委員会は次の仕事を行う。

- 一 選挙の公示
- 二 立候補者の受付
- 三 投票日及び開票日時の決定
- 四 投票所の指定と投票箱の設置

五 投票用紙の交付と投票所の管理

六 開 票

七 当選の確認と発表

八 その他選挙管理に必要な一切の事項

(公 示)

第4条 委員会は、選挙の日程、投票などについての公示を投票日の7日前に行う。

2 公示期間は7日間とする。

(立候補及び選挙責任者)

第5条 立候補しようとする者は、公示期間中に責任者1名の連署を得て、委員会に立候補届出書を提出しなければならない。

2 委員（以下「委員長」も含む。）が立候補し又は候補者の責任者となった場合は解任される。

3 委員は、候補者の応援を行うことができない。

(立会演説会)

第6条 委員会が主催する立会演説会は運動期間中1回とし、その際候補者の支持者1名が応援演説を行うことができる。

(選挙運動)

第7条 選挙運動は、立候補届出の日より投票日の前日までとする。

2 選挙運動は、委員会が正当と認めた範囲で自由である。

(投 票)

第8条 投票は、選挙の公示の7日後に行わなければならない。

2 投票の際は、委員会の発行する投票用紙を使用し無記名投票とする。

3 不在投票は認めない。

(開 票)

第9条 開票は、委員会が行い、即時開票とする。

2 有効投票数が有権者数の3分の2以上を占めねばならない。

(無効投票)

第10条 次の投票は無効とする。

- 一 正規の用紙を用いていないもの。
- 二 候補者以外の氏名を記載したもの。
- 三 定員以上の候補者の氏名を記載したもの。
- 四 候補者氏名の確認し難いもの。
- 五 候補者氏名以外の事を記載したもの。
- 六 その他委員会が無効と認めたもの。

(立 会 人)

第11条 立会人（原則として候補者の責任者が立会人となる。）は、投票及び開票の際の不正の有無を監査し、

不正があった場合は投票又は開票を一時中断することを委員会に要求できる。

(当 選)

第12条 当選は、有権者数の2分の1以上の票を獲得したことにより決定する。

2 会長候補者が3名以上の場合において、有権者数の2分の1以上の票を獲得できなかった場合は上位2名の決選投票により決定する。

3 前項において会長候補者が2名の場合は、決選投票と同じ事として決定する。

4 会計、監査候補者で有権者数の2分の1以上の票を獲得できなかった場合、欠員がある場合その者達によって決選投票が行われる。

5 不信任の場合は、開票日より7日以内に再選挙を行う。

6 女子の副会長を選ぶ選挙の有権者は女子寮生とする。

7 6の選挙で決選投票の場合は、会長候補の決戦投票の手続きを準用する。

第13条 立候補者がいない場合又は定員に満たない場合は、次の方法で選出する。

一 委員会が立候補者の受付期間を延期する。

二 委員会が適任者を推薦しその旨を公示する。

第14条 本細則の規定以外の必要事項は委員会で定める。

附 則

本細則は、昭和42年4月24日より施行する。

}

略

}

附 則

本細則は、平成30年4月1日より施行する。

6 福 利 ・ 厚 生 関 係

福利・厚生関係

(1) 釧路工業高等専門学校福利施設管理規程

(趣 旨)

第1条 釧路工業高等専門学校福利施設（鶴峰会館と称する。以下「会館」という。）の管理運営については、この規程の定めるところによる。

(会館の目的)

第2条 会館は、学生の課外活動の発展を助長させるとともに、学生及び教職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

(管理及び運営)

第3条 会館は、校長が管理する。

2 学生主事は、校長の命を受け、会館の運営に当たる。

3 会館の運営に関する必要な事項は、学生委員会において審議し、校長が決定する。

(事 務)

第4条 会館に関する事務は、学生課学生支援係において行う。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会館の使用及びその他の必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(2) 釧路工業高等専門学校福利施設使用細則

(趣 旨)

第1条 釧路工業高等専門学校福利施設管理規程第5条の規程に基づく会館の使用については、この細則の定めるところによる。

(使用者)

第2条 会館を使用できる者は、本校の学生及び教職員とする。ただし、校長が特に必要と認めた場合は、その他の者に使用を許可することがある。

(開館時間等)

第3条 開館・閉館及び使用を認める時間（以下「開館時間等」という。）は、別表1及び別表2の定めるところによる。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。ただし、校長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年 法律第178号）に規定する休日
- 三 年末年始の特別休暇の日
- 四 その他校長が特に指定した日

（使用手続）

第5条 会館の課外活動共用室、暗室・前室及び和室（以下「共用室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ施設・設備使用許可願（学生準則第16号様式）を校長に提出し、許可を得なければならない。

2 共用室等の使用については、同一団体等で引き続き使用し、専用することはできない。ただし、校長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用者の遵守事項）

第6条 前条により使用の許可を受けた者は、次の各号を厳守しなければならない。

- 一 許可された目的以外には、使用してはならないこと。
- 二 許可された施設の一部又は全部を転貸してはならないこと。
- 三 共用室等の鍵は、使用当日午前8時30分から午後5時までに学生課学生支援係（以下「学生支援係」という。）から受領しなければならないこと。この場合にあっては、必ず使用責任者が行うこと。
- 四 施設、設備及び備品は大切に取り扱い、備品等は許可なく移動させ、又は会館外及び室外に持ち出してはならないこと。
- 五 火気の取り扱いには、注意しなければならないこと。
- 六 保健衛生には、留意しなければならないこと。
- 七 会館内では、飲酒、喫煙をしてはならないこと。
- 八 使用後は、整理、整頓、清掃、戸締り及び消灯等の後始末をし、必ず施錠しなければならないこと。
- 九 使用終了後、学生支援係に使用終了の報告をし、共用室等の鍵を返却しなければならないこと。ただし、午後5時を過ぎたときは、警備員に使用終了の報告をし、共用室等の鍵を返却しなければならないこと。この場合にあっては、必ず使用責任者が行うこと。

2 前項に定めるもののほか、本校の諸規程及び校長の定める事項等を厳守しなければならない。

（使用の停止及び許可の取り消し）

第7条 会館の管理運営に支障があると認められる場合は、使用の停止又は許可の取り消しをすることがある。

2 前条に規定する事項に違反したときは、使用許可を取り消すことがある。

（弁償の責任）

第8条 使用者が、施設、設備及び備品を破損し又は紛失したときは、その一部又は全部の費用を弁償させることがある。

（雑 則）

第9条 この細則に定めるもののほか、会館の使用についての必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。

）
略
）

附 則

この細則は、平成19年4月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表1～2省略

福利施設開館時間等

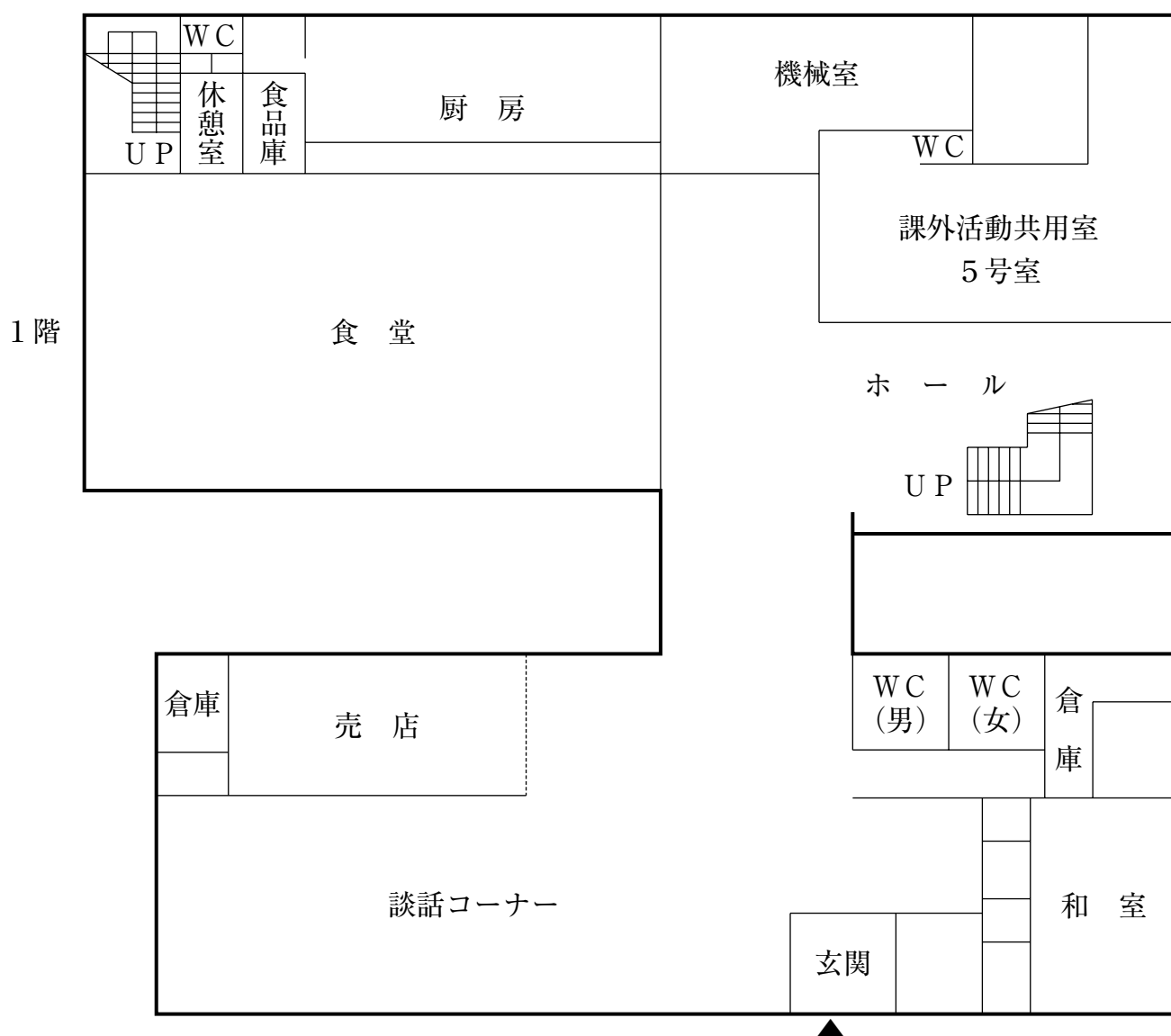
授 業 開 講 日

区 分	開 館 時 間 等
課 外 活 動 共 用 室	午後3時から午後7時まで
暗 室 ・ 前 室	〃
和 室	〃
食 堂	午前11時30分から午後1時30分まで
売 店	午前9時30分から午後4時30分まで
談 話 コ ー ナ ー	午前9時から午後7時まで

春季・夏季・冬季・学年末休業日、及びその他の休業日

区 分	開 館 時 間 等
課 外 活 動 共 用 室	午前9時から午後4時50分まで
暗 室 ・ 前 室	〃
和 室	〃
食 堂	休 業
売 店	〃
談 話 コ ー ナ ー	午前9時から午後4時50分まで

(3) 福利施設平面図



(4) クラブ合宿心得

合宿期間中は、学生主事、指導教員、学生課学生支援係（以下「学生支援係」という。）の指示に従い、規律ある集団生活を行い、校舎等の保全に十分注意し事故の起きないように留意すること。

1. 合宿の場所

福利施設（以下「鶴峰会館」という。）内の課外活動共用室、及び和室とする。

2. 合宿の時期・時間

1) 合宿の時期は、長期休業期間中とする。但し、特別の事情がある場合に限り、授業に差支えない範囲内で許可することがある。

2) 合宿の期間は原則として10日以内とする。

3. 合宿の手続き

1) 合宿の申込みは、合宿許可願（様式1）に合宿参加者名簿（様式2）及び合宿計画書（様式3）を添付し、原則として長期休業開始日の3週間前までに指導教員を経て学生支援係に提出し、校長の許可を得ること。

2) 各クラブ間での合宿時期、場所の調整が必要な場合は、学生主事、学生支援係及び各クラブ部長で協議し調整する。

4. 合宿における禁止事項

次の各号に違反する行為があった場合、翌日以降の合宿について即時中止を命じたうえ、向こう一年間について当該団体の大会参加や合宿を停止する措置を採ることがある。

- 一 夜間の外出
- 二 消灯時間中の迷惑行為
- 三 清掃活動の懈怠
- 四 設備の破損、施設の汚損
- 五 許可されていない区画への立ち入り
- 六 火気の使用（備え付けの暖房器具等を除く）
- 七 危険物の持ち込み
- 八 飲酒・喫煙
- 九 暴力、いじめ、嫌がらせ、風紀を乱す行為

※ 以上の注意事項に違反した場合は、当該クラブに対し、向こう一年間合宿停止処置をとる。

この心得は、平成27年5月8日から実施する。

様式1～3省略

(5) 釧路工業高等専門学校授業料（寄宿料を含む。） の免除及び徴収猶予に関する内規

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 釧路工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第36条第3項および第4項の規定に基づく授業料の免除、徴収猶予（月割分納を含む。）及び寄宿料の免除に関する取り扱いについては、他の法令又は特別に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2章 授業料の免除

（免除の資格及び許可）

第2条 本校学生で、経済的理由により納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者は、本人の申請に基づき、学生委員会の議を経て選考のうえ校長が許可する。

（免除の手続き）

第3条 授業料の免除（以下「免除」という。）を受けようとする者は、次の書類を第4条に規定する提出期限までに校長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除額（様式1）
- 二 家庭状況等申告書（様式2）
- 三 所得証明書（様式3）

2 前項に定める書類のほか、必要に応じて他の証明書等を提出させる。

（願書の提出期限）

第4条 免除の願書は、前期及び後期の2期に申請しなければならない。ただし、前期申請時に一括で後期分を申請することが出来る。なお、提出期限は別に定めるものとする。

（免除の額）

第5条 第2条及び第8条に規定する免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

（休学者についての免除）

第6条 休学を許可した場合は、次の算式により算定した授業料の全額を免除するものとする。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

（死亡又は行方不明者についての免除）

第7条 死亡又は行方不明のため除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することがある。

（災害を受けた者等についての免除）

第8条 次の各号の1に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することがある。ただし、当該事由発生の時期が当

該期の授業料の納付期限以前であり、かつ当該期分の授業料を納付していない場合は、当該期分の授業料を免除することがある。

- 一 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 二 前号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合
（授業料未納により除籍した者についての免除）

第9条 授業料未納を理由として除籍した場合には、未納の授業料の全額を免除することがある。

（授業料徴収猶予中に退学を許可した者についての免除）

第10条 第17条に定める授業料の徴収猶予を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

（許可の取り消し）

第11条 免除の許可を得た者で、許可の決定後、次の各号の1に該当した場合は、学生委員会の議を経て、校長はその許可を取り消す。

- 一 授業料免除の申請について、虚偽の事実が判明した場合
- 二 その他授業料免除の事由を失った場合

2 前項第1号により許可を取り消された場合は、月割計算により取り消した当月以降の授業料を、前項第2号により許可を取り消された場合は免除を許可された期分の授業料の全額を、それぞれ取り消された日から起算して10日以内に納付しなければならない。

第3章 寄宿料の免除

（死亡又は行方不明者についての免除）

第12条 死亡又は行方不明のため除籍した場合は、未納の寄宿料の全額を免除することがある。

（災害を受けた者についての免除）

第13条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合は、本人の申請に基づき、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6月間の範囲内で、校長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することがある。

（寄宿料免除の手続き）

第14条 寄宿料免除を受けようとする者は、次の書類を校長に提出しなければならない。

- 一 寄宿料免除願（様式4）
- 二 家庭状況等申告書（様式2）
- 三 所得証明書（様式3）

2 前項に定める書類のほか、必要に応じて他の証明書等を提出させる。

（寄宿料免除の許可）

第15条 寄宿料免除の許可は、第5条の規定を準用する。

(授業料未納により除籍した者についての免除)

第16条 授業料未納を理由として除籍した場合は、未納の寄宿料の全額を免除することがある。

第4章 授業料の徴収猶予

(徴収猶予及び許可)

第17条 次の各号の1に該当する場合は、本人(学生が行方不明の場合は、当該学生の保証人)の申請に基づき、学生委員会の議を経て、校長が許可する。

- 一 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- 二 行方不明の場合
- 三 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- 四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の期限)

第18条 徴収猶予の期限は、当該期の最終月末までとする。

(月割分納)

第19条 特別の事情がある場合には、学生委員会の議を経て、月割分納を許可することがある。

2 月割分納は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月定められた日までに納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は当該休業期間の開始前に納付するものとする。

(徴収猶予及び月割分納の手続き)

第20条 徴収猶予又は月割分納の許可を受けようとする者は、それぞれ次の書類を別に定める期限までに校長に提出しなければならない。ただし、授業料免除不許可者が月割分納を申請する場合、後期に限り、申請結果の通知後1ヶ月以内に申し出があった場合、追加で申請を認めることがある。なお、前期授業料免除不許可者の前期授業料月割分納申請への変更を認めない。

- 一 徴収猶予願(様式5)
- 二 月割分納願(様式6)
- 三 家庭状況等申告書(様式2)
- 四 所得証明書(様式3)

2 前項に定める書類のほか、必要に応じて他の証明書等を提出させる。

(徴収猶予及び月割分納許可の取り消し)

第21条 徴収猶予及び月割分納の許可を受けた者で、許可の決定後、当該理由が消滅した場合は、学生委員会の議を経て校長はその許可を取り消す。

2 前項により許可を取り消された場合は、第12条第2項の規定を準用する。

第5章 雑 則

第22条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、昭和41年4月1日から施行する。

）
略
）

附 則

この内規は、平成15年2月21日から施行する。

様式1～6 省略

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

(6) 奨学金制度

日本学生支援機構奨学生

本校の学生で学業、人物ともに優秀、かつ、健康であり、経済的理由のため修学が困難と認められる者であって、将来奨学金返還に関しても、明確な自覚と強固な責任遂行の意志をもつ者に対し、選考のうえ、日本学生支援機構の奨学生として採用され、学資の貸与を受けることができる。

また、主たる家計支持者の失職、破産、事故、病気若しくは死亡等又は火災、風水害の災害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合にも学資の貸与を受けることができる。

(1) 奨学金の種類

第一種奨学金

募集対象：第1学年を中心に全学年及び専攻科生

募集期間：4月（学生掲示板にて通知）

学力基準：第1学年…中学校における最終学年の学習成績の評定平均の値が3.5以上の者。

※ただし第1学年は、市町村民税額の所得割額が非課税（0円）の場合は、3.5以下でも採用可能。

第2学年以上…前学年末試験のクラス順位が上位3分の2以内の者。

編入学生および専攻科生…前学校での成績評定平均の値が3.5以上の者。

第二種奨学金

募集対象：第4学年を中心に第5学年及び専攻科生

募集期間：4月（学生掲示板にて通知）

学力基準：第4・5学年…前学年末試験のクラス順位が上位3分の2以内の者。

編入学生および専攻科生…前学校での成績評定平均の値が3.2以上の者。

緊急採用・応急採用

火災・風水害等の災害、または、会社の倒産等による解雇、破産、病気、離別等により家計が急変したために緊急に奨学金の必要が生じた場合、随時申し込むことができる。ただし、家計が急変した事由の発生からおおむね1年以内に限る。

(2) 奨学金の貸与月額

入学年度	学年	第 一 種 奨 学 金		第 二 種 奨 学 金
		自 宅 通 学	自 宅 外 通 学	
平成29～31年度	1・2・3	10,000円・21,000円 より選択	10,000円・22,500円 より選択	20,000 円～ 120,000 円 までの 1 万円単位の 金額の中から選択
平成27～28年度	4・5	30,000円・45,000円 より選択	30,000・51,000円 より選択	
平成31年度	専攻科 1	20,000円・30,000円 45,000円より選択	20,000円・30,000円 40,000円・51,000円 より選択	
平成30年度	専攻科 2	20,000円・30,000円 45,000円より選択	20,000円・30,000円 40,000円・51,000円 より選択	

自宅外通学者とは、寮、下宿等から通学する学生のことである。

その他の奨学生

地方公共団体、民間団体の育英事業、会社等の奨学制度等があるが、これらはその団体の所在地出身学生に限るものが多く、出願、採用時期もまちまちで本人が直接手続きすることが多い。なお、育英団体から学校に推薦依頼のあった場合は、その都度学生掲示板に掲示する。

(7) 日本スポーツ振興センター災害共済給付について

この災害共済給付は学校安全の普及充実に図るとともに学校の管理下における学生の負傷、疾病、障害、または死亡に関して必要な給付を行い、もって学校教育の円滑な実施に資することを目的とする制度である。

本校学生は全員日本スポーツ振興センター災害共済給付に加入することとし、その共済掛金は高専の場合、年額1,520円で毎年4月に納入することになっている。

学校の管理下となる範囲

1	学校が編成した教育課程に基づく授業中
2	学校の教育計画に基づく課外活動中
3	休憩時間中
4	通常の経路、方法による通学中
5	学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舍との間の合理的な経路、方法による往復中
6	学校の寄宿舍にあるとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類		災 害 の 範 囲		給 付 金 額		
負 傷			その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
	疾 病		その原因である事由が学校の管理下で生じたもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病			
障 害				学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害		障害見舞金 3,770万円～82万円(通学中の災害は半額)
死 亡				学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 2,800万円(通学中の災害は 1,400万円)
		突 然 死	運動などの行為に起因する突然死		死亡見舞金 2,800万円(通学中の災害は半額)	
			運動などの行為と関連のない突然死		死亡見舞金 1,400万円(通学中の災害も同額)	

上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは初診から治ゆまでの間の医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合をいう。

(8) 学生旅客運賃割引証について

学生が実習あるいは帰省等のため鉄道等を利用して旅行しようとするときは、学校から学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の交付を受けて利用することができる。

学割証の制度は、学生の負担を軽くし、勉学を容易にする目的のために、学生だけに与えられる特典であるから、使用に際しては不正のないようにし次の事項に注意されたい。

- 1 学割証による割引普通乗車券は学割証1枚につき、1人1回に限り購入利用できる。
- 2 片道100km以上の旅行に限られること。
- 3 学割証は発行者（学校）が必要事項の大部分を記入して使用者（学生）に交付するが、乗車区間及び乗車券種類（○で囲む）は使用者自身で記入すること。
- 4 交付を受けた学割証に本人が記入した事項を訂正するときは、その箇所に必ず本人の認印を押すこと。
- 5 学割証は次の場合に無効として回収される。

- イ 発行者の記入事項が無記入のとき
 - ロ 記入事項が不鮮明のとき
 - ハ 記入事項をぬり消したり改変してあったとき
 - ニ 訂正印のないとき
 - ホ 有効期間（発行の日から3ヶ月）を経過したとき
 - ヘ 記名人以外の者が使用したとき
- 6 学割証で購入した割引乗車券は、学生証を携帯しないときは、使用できない。また学生証は係員の請求があるときは提示すること。
- 7 学割証を必要とするものは、使用する前日までに学生課で発行手続をすること（受取には学生証が必要です）。
- 8 不正使用と認められた場合、乗車券は無効となり、かつ普通運賃と普通運賃の2倍の追徴金が課せられるとともに、学校に対し一定期間学割証の発行が停止されることがあるので十分注意すること。

(9) 厚生補導用具貸出要項

1. 本校学生が課外活動の一環として、厚生補導貸出用具の使用を希望する場合は、この要項の定めるところにより使用するものとする。
2. 厚生補導貸出用具の使用を希望する者は、使用日の2日前までに厚生補導貸出用具借用願を学生課学生支援係を経て校長に提出しなければならない。
3. 厚生補導貸出用具を使用することができる日は、原則として休業日のみとする。但し、長期休業期間中の使用は借用日から起算して1週間以内とする。
4. 厚生補導貸出用具の使用については、十分注意し損傷、破損等しないよう留意すること。
5. 借用した厚生補導貸出用具は転貸してはならない。
6. 借用した厚生補導貸出用具を紛失もしくは損傷等した場合は弁償しなければならない。
7. この要項に違反した場合は、以後の貸出しを許可しないことがある。
8. 本校職員が厚生補導貸出用具の使用を希望する場合は、学生の課（野）外活動に支障がない範囲内で、この要項に準じて使用することができる。

この要項は、平成4年9月22日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

厚生補導貸出物品一覧

物 品 名	物 品 名
軟式用バット	卓球ラケット（シェーク）
ソフト用バット	バレーボール
グローブ（右）	サッカーボール
グローブ（左）	ブルーシート
キャッチャーミット	電工ドラム
ファーストミット	スポットライト
バドミントンラケット	ホッケー防具（キーパー）一式
テニスラケット	ホッケー防具一式
ソフトテニスラケット	スキー（板）（160cm～190cm）
卓球ラケット（ペン）	スキー（靴）（24cm～28cm）

（10）保 健 室

保健室には看護師が勤務しており、怪我や体調不良等の応急処置、心身に関する相談等に対応できるようにしています。

（11）健康診断

毎年4月に全学生を対象とした定期健康診断を実施しています。この定期健康診断は、学校保健安全法により義務づけられているもので、健康状態の把握や健康管理に役立てること、異常の早期発見や健康の保持・増進を図り学校生活を有意義に過ごせることを目的としています。

各種行事参加の健康証明および就職等の健康診断書の作成は、主として定期健康診断の結果に基づいて作成されますので、必ず受診して下さい。健康診断を受けなかった場合は、費用自己負担により医療機関で健康診断を受けていただきます。

健康診断で異常があると診断された場合や、指導が必要な場合は健康相談を実施しています。その他、相談などありましたら気軽に来室して下さい。

（12）学生相談室

学生相談室は、学生のみなさんが抱えている様々な問題について、どのようにしたらよいのか一緒に考え、みなさんが自分の力で解決のための鍵をみつけて成長を助けることが第一の役割です。

ですから、学生相談室では、説教をしたり、あれこれ命令したり、事件として取り調べしたりすることはありません。また、聞いたり話しあったことは秘密にしています。

学生相談室は、重大なこと、特別なことに限らず、ささいな疑問が生じたり、聞いてほしいことがあれば、いつでも気軽に来てもよい場所です。

学生相談室は、試験期間を除き放課後開室しています。担当の先生が交代でみなさんの来室を待っていますし、教員室でも対応します。

(13) 構内禁煙について

本科生及び専攻科生は成人・未成人にかかわらず構内及び構内周辺での喫煙を禁止している。

(14) 釧路高専ホームページについて

釧路高専のホームページ (<http://www.kushiro-ct.ac.jp/>) では、求人企業一覧や先輩方の就職先などの就職情報、課外活動や、奨学金に関わる情報など学校生活に役立つ情報を知ることができる。プログラミング演習室や、図書館の利用者用パソコン等が開放されており、授業で固有のメールアドレスやパスワードを取得すると学内向け情報や専攻科のホームページといった内部向けサイトにもアクセスできるようになる。

(15) そ の 他

(1) 土足について

本校では、校舎内（体育館は除く）での土足を認めているが、入校に際しては、泥・雪等を落して入るよう心掛けること。なお、体育館及び実験室等で土足のままでの入室を認めていない所もあるので、担当教員の指示に従うこと。

(2) ロッカーについて

ロッカーはそれぞれ学年始めに割り当てる。割り当てられたものは大切に使用し、破損したり、不衛生にならないように気をつけること。

(3) 施設設備の使用について

校舎内外の施設設備の使用、機械器具等の取り扱いには十分気をつけること。これは学校の大切な財産であり、又今後数年、数十年にわたって諸君の後輩に引き継がねばならないものであるから、責任をもって大切に扱うこと。電気、水道などの費用は、じかに感じにくいいため、つい無駄な使用状況となりがちであるから気をつけて節約すること。

なお、誤って施設設備や機械器具等を破損させた場合は、器物破損（損傷）届を学生支援係まで提出すること。

7 諸 手 続 一 覧

8 諸 納 金 一 覧

諸 手 続 一 覧

(1) 交付を受けるもの

種 別	窓口	時 期	備 考
成 績 証 明 書	修学支援係	必 要 な と き 1・4 学年始め	前日までに申し込むこと (卒業時には1部配布されます)
卒 業 証 明 書	〃		前日までに申し込むこと (卒業時には1部配布されます)
在 学 証 明 書	〃		前日までに申し込むこと
卒業見込証明書	〃		前日までに申し込むこと
学生運賃割引証	学生支援係		前日までに申し込むこと
通 学 証 明 書	〃		前日までに申し込むこと
学 生 証	〃		前日までに申し込むこと

(2) 提出または届出をするもの (用紙は各係で交付する)

種 別	窓口	時 期	備 考
誓 約 書	修学支援係	入 学 時	} 記入事項に変更が生じたときは 変更届又は再提出すること
学 生 一 人 一 人 書	学生支援係	〃	
欠 席 (欠 課 ・ 遅 刻 ・ 早 退) 届	修学支援係	そ の 都 度	} すみやかに届けること
身 上 異 動 届	学生支援係	〃	
ア ル バ イ ト 届	〃	〃	
野 外 活 動 届	〃	〃	
入 寮 誓 約 書	寮 務 係	入 寮 時	
寮 生 調 査 書	〃	〃	
帰 省 ・ 外 泊 届	〃	そ の 都 度	

(3) 願い出をするもの (用紙は各係で交付する)

種 別	窓口	時 期	備 考
休 復 学	修学支援係	そ の 都 度	
退 学	〃	〃	
転 学	〃	〃	
転 校	〃	〃	
他 校 受 験	〃	〃	
特 別 欠 席	〃	〃	
忌 引	〃	〃	
追 試 受 験	〃	〃	
学 生 証 再 交 付	学生支援係	〃	
団 体 結 成 ・ 廃 止	〃	結成・廃止するとき	
校 外 活 動 ・ 大 会 参 加 許 可	〃	参加するとき	
集 会 (催 物 そ の 他 の 行 事) 許 可	〃	そ の 都 度	
印 刷 物 掲 示 ・ 配 布 等 許 可	〃	〃	
施 設 ・ 設 備 使 用 許 可	〃	〃	
自 動 車 通 学 許 可	〃	指 示 期 日	
厚 生 補 導 貸 出 用 具 借 用	〃	そ の 都 度	
合 宿 許 可	〃	指 示 期 日	
入 寮 許 可	寮 務 係	原則として指示期日	
退 寮	〃	退寮を希望するとき	
私 物 持 込 許 可	〃	そ の 都 度	
授 業 料 免 除	学生支援係	指 示 期 日	
授 業 料 月 割 分 納	〃	〃	
寄 宿 料 免 除	寮 務 係	〃	
奨 学 生 願 書	学生支援係	〃	
図 書 館 談 話 ホ ー ル 使 用	図 書 係	そ の 都 度	

諸 納 金 一 覧

(1) 授業料等（納入方法は原則として口座振替による引き落としになっています。）

種 別	金 額	納入時期	備 考
授 業 料	年額 234,600 円	前 期 分 4 月 後 期 分 10 月	2分の1ずつ なお、就学支援金対象学生については、 前期分は助成額確定後
寄 宿 料	月額 700 円 (個室) 800 円	前 期 分 4 月 後 期 分 10 月	原則半年分ずつ
(独)日本スポーツ振興 センター共済掛金	年額 1,550 円	4 月	

(2) その他の納入金（納入方法は原則として郵便振替による引き落としになっています。）

種 別	金 額	納入時期	備 考
寮 生 会 入 会 金	1,500 円	入 会 時	寮生のみ 入会した月の寮生会会費と併せて徴収
寮 生 会 会 費	年額 2,000 円	4 月 25 日 (25 日が土日祝日 の場合は次の平日)	寮生のみ
寮 費	月額 15,170 円	毎 月 25 日 (25 日が土日祝日 の場合は次の平日)	寮生のみ
給 食 費	1 日 1,100 円	毎 月 末 日	寮生のみ 給食業者が徴収

注)「就学支援金制度」について……(1)授業料等関係

平成22年度から高等学校の授業料が無償化となり、高専についても同様な制度として「就学支援金制度」が導入されました。

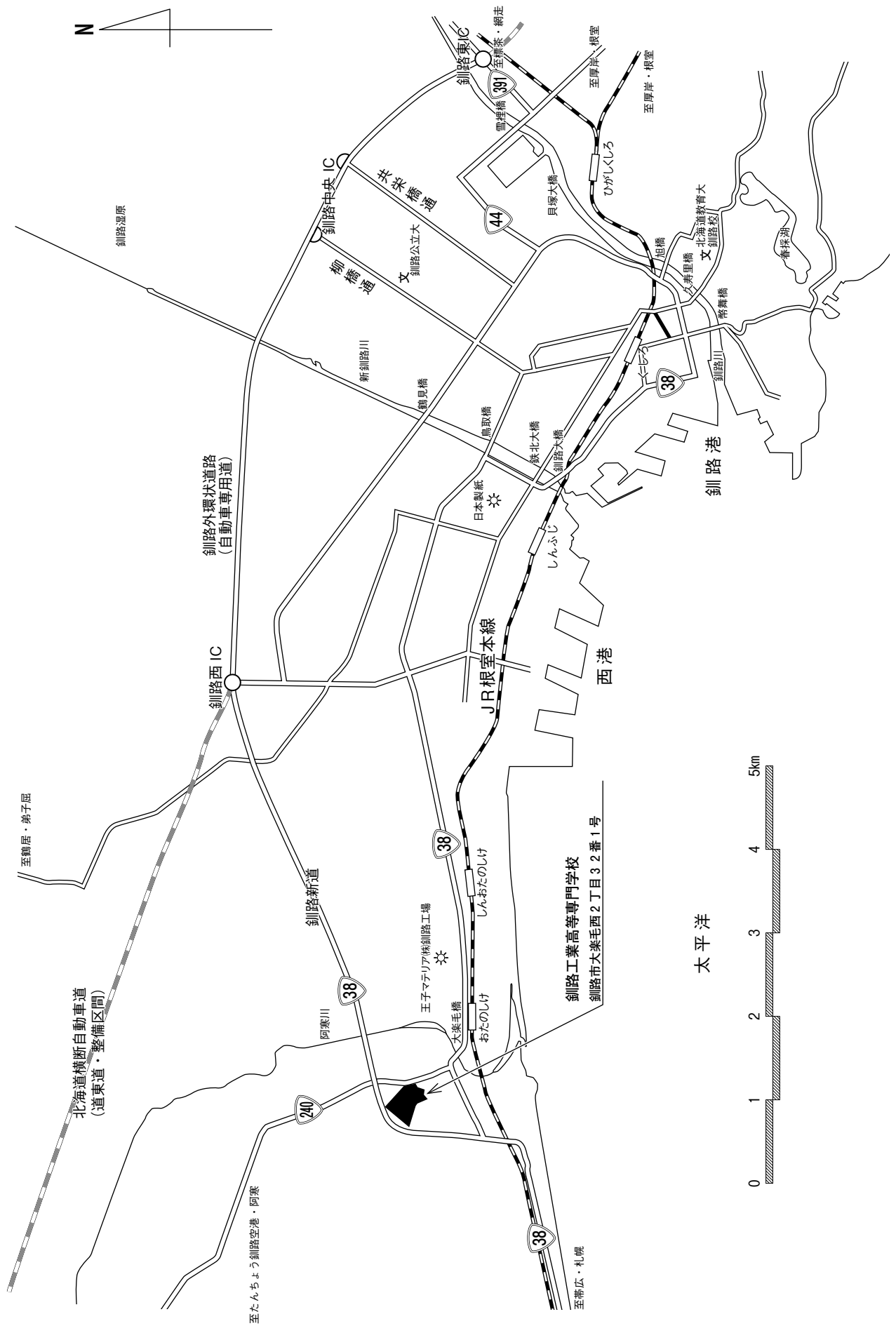
これは、申請すれば1～3年生までの3年間(36ヶ月)適用され、公立高校の授業料と同額が助成される仕組みです。額は、本校の授業料年額の約半分に当たる118,800円です。

なお、市町村民税所得割額・都道府県民税所得割額に応じて、助成がされない方、また、さらに追加で助成が受けられ、最大で授業料年額234,600円全てが助成される場合もあります。

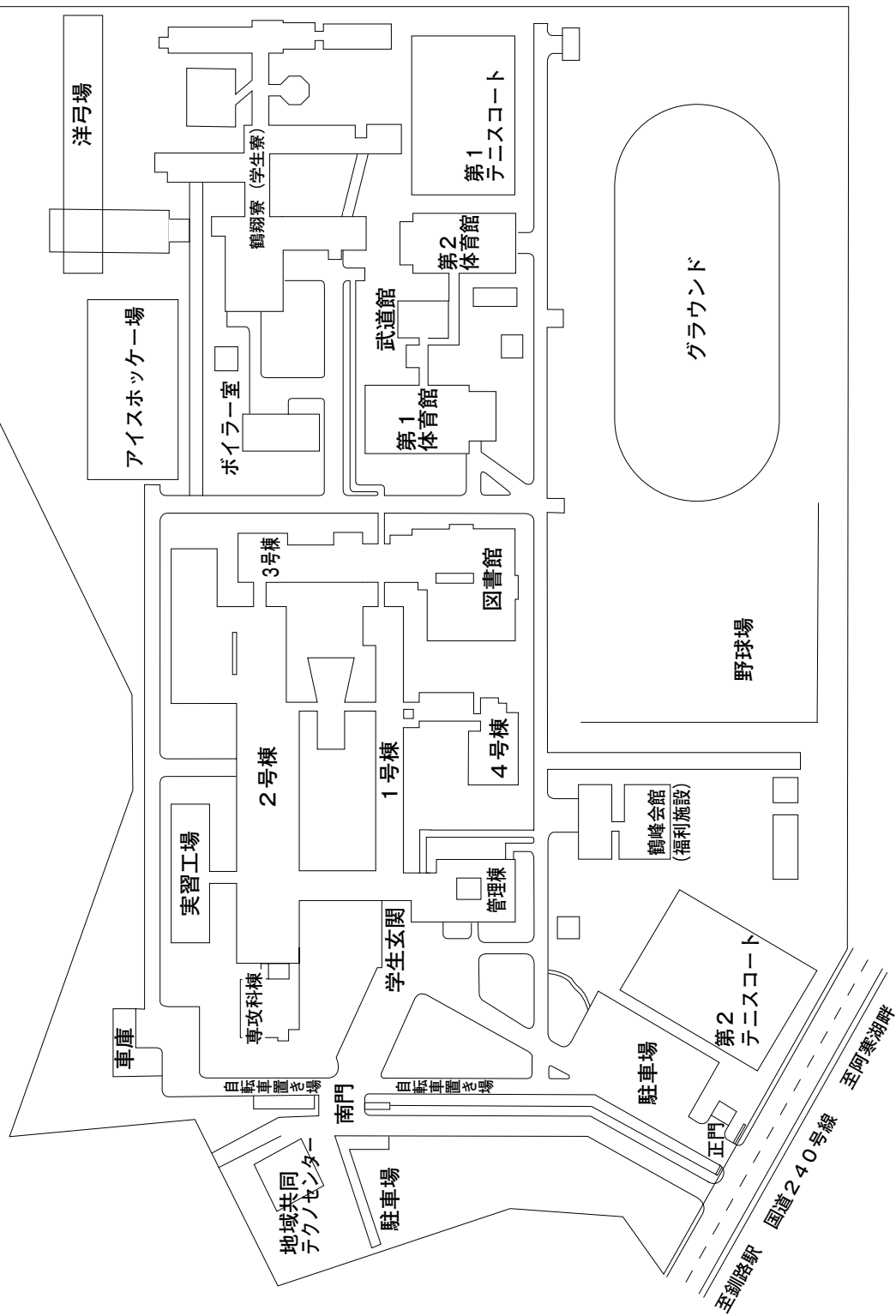
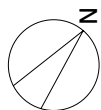
必要な手続きは、その都度ご案内していきます。

9 学 校 位 置 图 等

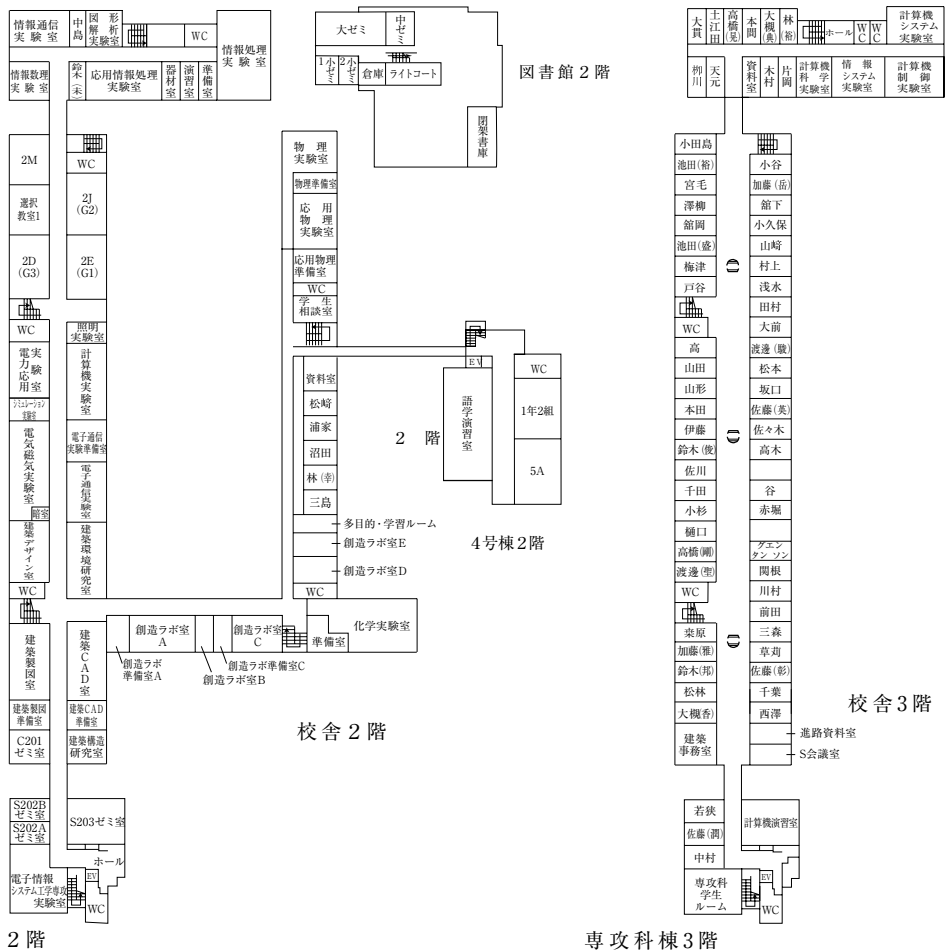
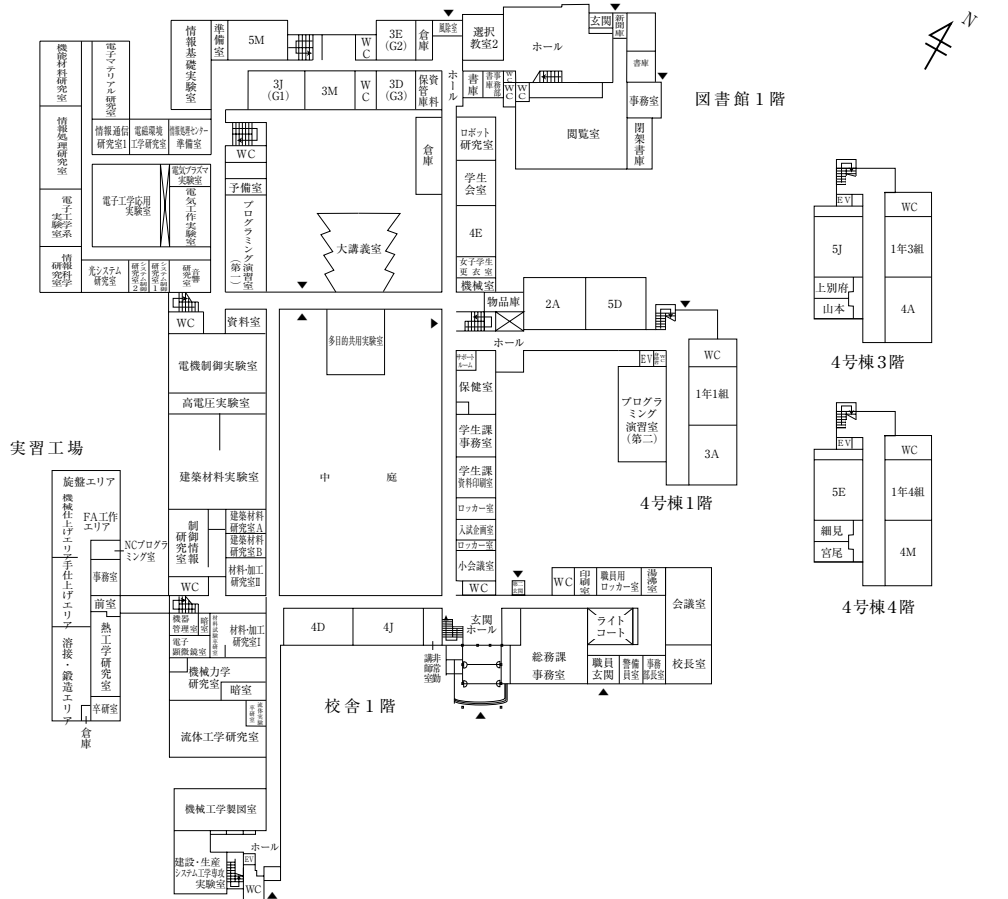
釧路高専位置図



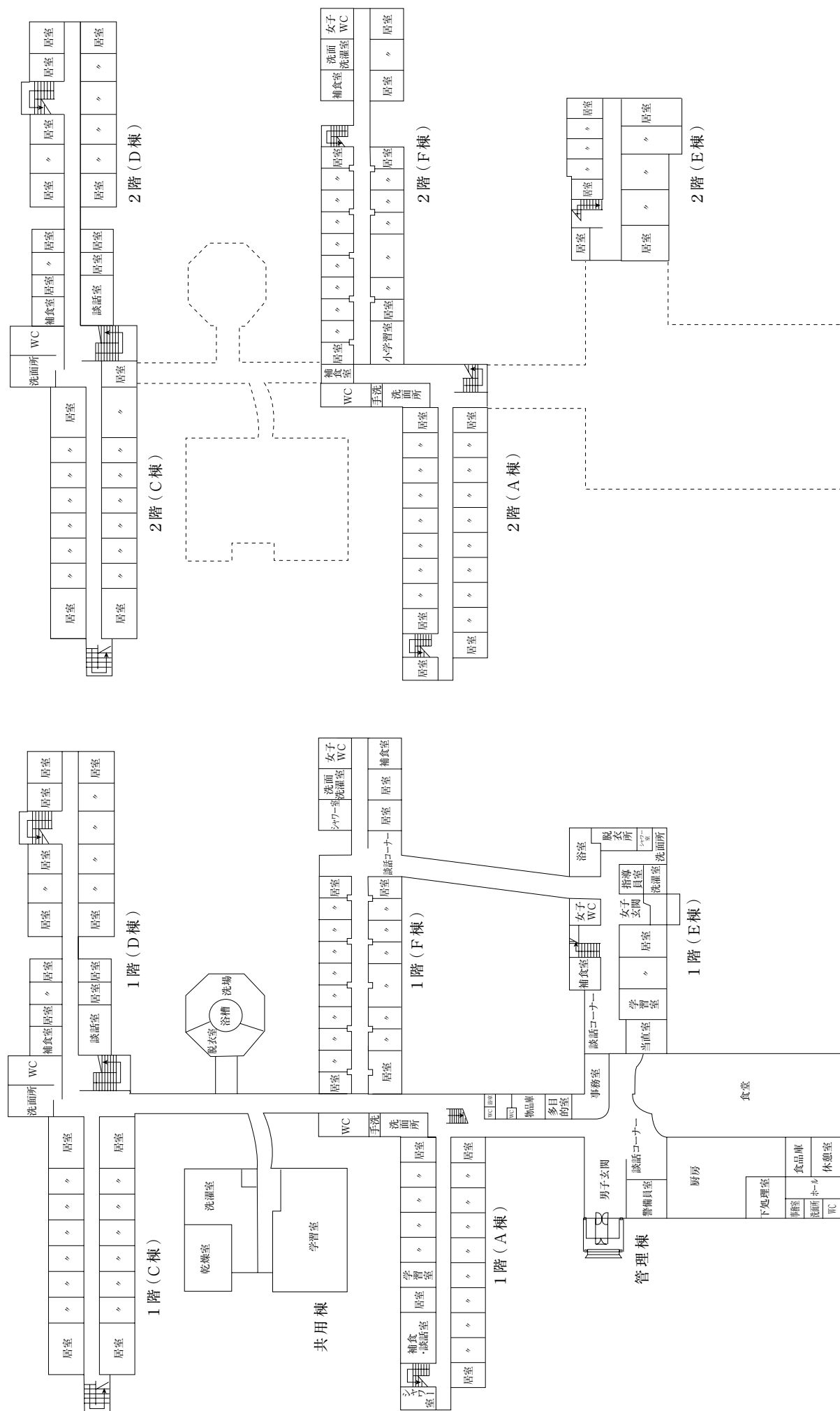
釧路高等学校配置図



釧路高専校舎平面図



釧路高専学生寮平面図



時 限 表

時 限	時 間
SHR	8 : 50 ~ 9 : 00
1	9 : 00 ~ 9 : 45
2	9 : 50 ~ 10 : 35
3	10 : 45 ~ 11 : 30
4	11 : 35 ~ 12 : 20
昼休み	12 : 20 ~ 13 : 10
5	13 : 10 ~ 13 : 55
6	14 : 00 ~ 14 : 45
7	14 : 50 ~ 15 : 35
8	15 : 40 ~ 16 : 25
9	16 : 30 ~ 17 : 15

2019年度 学 生 便 覧

編集・発行 釧路工業高等専門学校

〒084-0916 北海道釧路市大楽毛西2丁目32番1号

電話 (0154) 57-8041 代表 (土・日・祝日の連絡先)

57-7222 修学支援係(成績、出席、授業、入学、卒業に関すること)

57-7224 学生支援係(課外活動、授業料免除等学校生活に関すること)

57-8838 寮務係 (寮生活に関すること)

FAX (0154) 57-6256 学生課

